

平成27年度
クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
(CEV 補助金)

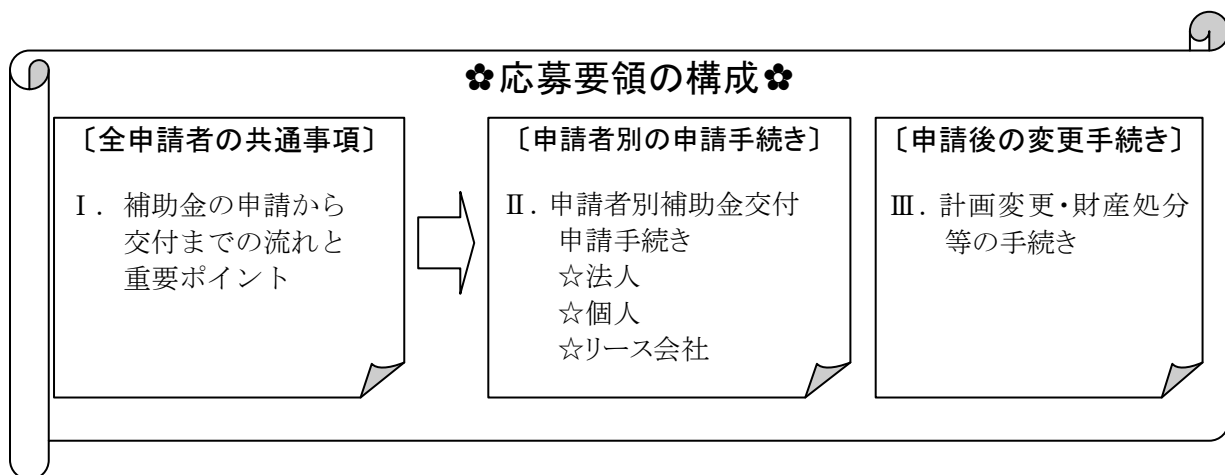
応募要領

P D F 版



平成28年 3月 10日

一般社団法人 次世代自動車振興センター



目 次

❁はじめに❁		ii
I. 補助金の申請から交付までの流れと重要ポイント		
I-1 全体の流れ	I- 1
I-2 重要ポイント	I- 2
(添付資料)		
添付1 銘柄ごとの補助金交付上限額	I- 7
添付2 補助事業における利益等排除について	I- 8
添付3 補助金の交付を受けて取得したクリーンエネルギー自動車の管理規程	I- 9
添付4 取得財産等の処分を制限する期間	I-10
添付5 暴力団排除に関する誓約	I-11
II. 申請者別補助金交付申請手続き		
II-1. 地方公共団体・その他の法人	II- 1
□ 記入例	II- 6
II-2. 個人	II-11
□ 記入例	II-16
II-3. リース会社	II-20
□ 記入例	II-26
III. 計画変更・財産処分等の手続き	III- 1
IV. 様式集	IV- 1
V. 参考資料	V- 1
参考1 交付規程	V- 2
参考2 業務実施細則	V-10
参考3 関連企業の連絡先	V-27

※ はじめに ※

補助金の交付申請および受給される皆様へ

一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という）が交付する「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」（以下「本補助金」という）は、国庫補助金等の公的資金を財源としています。このため、その適正な執行が社会的に強く求められており、センターとしても本補助金に係る不正行為に対しては厳格に対処いたします。

以下の点を十分にご理解の上、申請または受給していただきますようお願い申し上げます。

1. 本補助金の申請者がセンターに提出する書類には、如何なる理由があっても、虚偽の記載を行わないで下さい。
2. 偽りその他の不正な方法により本補助金を受給した疑いがある場合には、センターとして、必要に応じて調査などを行います。
3. 特に、反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金は交付しません。
4. 本補助金を受けて取得したクリーンエネルギー自動車は、一定の年数は処分（譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為を言う）できません。（以下処分制限期間という）。処分制限期間内に処分しようとするときには、事前にセンターの承認を受けなくてはなりません。なお、センターは必要に応じて管理状況について調査を行います。
5. 不正な方法により本補助金を受給した疑いがあるとき、または、補助金受けた車両を事前の承認を得ずして処分したことが判明したときは、当該補助金の全部又は一部について、加算金（年 10.95% の利率）を加えて返納していただくことがあります。
6. さらに、補助金に係る不正行為に対しては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（いわゆる補助金等適正化法）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰を科す旨規定されています。



一般社団法人次世代自動車振興センター 個人情報保護について



当センターは、補助金交付業務に当たり、当センターとして定めた個人情報保護方針に基づき、以下を順守いたします。（当センターの個人情報保護方針はホームページに記載しております。）

1. ご提供いただきました『個人情報』は以下の目的に必要な範囲を超えて使用しません。
 - ①補助金申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び補助金の振込、規定された期間の補助対象物の保有又は使用義務違反に係る調査など、補助金交付に関する業務の適切な遂行。
 - ②シンポジウム開催などの次世代自動車普及啓発業務の適切な遂行。
2. 『個人データ』は法令に基づく場合または業務遂行上必要な範囲で業務委託先に提供する場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。
3. 『個人データ』を業務委託先に預託する場合は、秘密保持契約等によって、業務委託先に個人情報保護を義務付け、業務委託先が適切に『個人データ』を取り扱うよう管理いたします。
4. 『個人データ』は、不正なアクセス対策やウイルス対策等の情報セキュリティ対策を実施し、適切な安全対策のもとに管理し、漏えい、滅失および改ざん等を防止いたします。
5. 『個人データ』に関し、個人情報保護法など個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

I. 補助金の申請から交付までの流れと重要ポイント

※ クリーンエネルギー自動車のことを CEV と呼んでいます。(Clean Energy Vehicle の略)

I-1 全体の流れ

:センター

:申請者

1. 補助金交付申請の募集

↓ ▶ 募集(交付申請の受付)には、条件や期限がありますので注意して下さい。

2. 補助対象車両の購入・リースと登録・届出

↓ ▶ 補助金の交付対象になる車両は、クリーンエネルギー自動車としてセンターが承認した車種です。これを「補助対象車両」といいます。
▶ 購入した補助対象車両は、補助金交付申請の前に、登録(軽自動車等は届出)と車両代金全額の支払いを完了させて下さい。

3. 補助金交付申請書類の提出

↓ ▶ 補助金の交付を申請する車両1台ごとに補助金交付申請書及び定められた書類を添付して提出下さい。
▶ 申請書類は、郵便か宅配便で送付して下さい。持ち込みによる受付はいたしません。
☆(注意) 申請書類の送付は、裏表紙に記載の宛先をお願いします。

4. 補助金交付申請書類の審査

↓ ▶ 補助金交付申請書類が、適正なものか、応募要件を満たしているか等を審査します。
▶ 大量の申請書を順次審査しておりますので、期間は1~2ヶ月程度かかります。
(年度末等で申請書類が集中した場合はさらにかかるともありません。)
☆(注意) 申請書類の審査状況についての電話での問い合わせはご遠慮下さい。
審査状況は、センターのホームページで確認することができます。

5. 補助金交付決定

↓ ▶ 補助金の交付が決定しましたら、「交付決定兼確定通知書」で交付金額をお知らせします。

6. 補助金交付(振込み)

↓ ▶ 「交付決定兼確定通知書」発行後1週間程度で申請書に記載された金融機関に補助金を振込みます。

7. 車両(財産)の一定期間の保有

▶ 補助金を受けて取得したクリーンエネルギー自動車(「取得財産等」という)は、3年ないし4年の定められた期間(取得財産等の処分制限期間)は保有することが義務付けられています。
期限内に処分した場合は原則として補助金の全部又は一部を返納しなければなりません。
▶ センターでは、定期的に、補助金を交付した車両の保有状況を調査しています。

I-2 重要ポイント(平成 27 年度)

★平成 27 年度補助事業のポイント★

- ◎申請様式、申請要件、補助金額等の変更は、以下の様式変更以外にありません。
(様式変更)リース車両の申請に必要な「貸与料金の算定根拠明細書(様式3)」
- ◎補助金交付対象となる車両の初度登録(または届出)の期間と申請書の受付期間は、次の通りです。
 - ▶ 車両の初度登録…平成 27 年 7 月 1 日～平成 28 年 3 月 11 日
 - ▶ 申請書受付期間…平成 27 年 9 月 24 日(到着分)～平成 28 年 3 月 14 日(必着)

補助金の募集要件

- 平成27年度補助事業で補助金交付対象となるのは、次の期間に自家用自動車として初度登録(または届出)された車両で、申請書が次の期間に到着したものです。

対象となる車両の初度登録	平成 27 年 7 月 1 日～平成 28 年 3 月 11 日
申請書受付期間	平成 27 年 9 月 24 日(到着分)～平成 28 年 3 月 14 日(必着)

☆(注意) 補助金の交付は車両ごとに1回限りです。

☆(注意) 中古の輸入車は日本では初度登録でも補助金交付対象外です。

☆(注意) 予算残額の状況によっては、募集期間を短縮することがあります。

このような場合には、センターのホームページ等でお知らせします。

- 個別車両ごとの補助金交付申請書の提出期限は、従来と同様で、車両代金の全額の支払いを完了した上で(リース会社が申請する場合はリース契約締結完了した上で)、初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日)です(消印有効)。

但し、代金の支払い事務手続きの関係で、車両登録日までに車両代金の支払いが完了しない場合は、例外的に、初度登録日(届出日)の翌々月の末日までの提出(消印有効)を認めます。

<補助金の交付申請書の提出期限の例(当月 10 日に初度登録(届出)した車両)>

当月	翌月	翌々月
▽10 日 初度登録(届出)	▽9 日(消印有効) 提出期限	▽31 日(消印有効) (例外的)提出期限

- 申請書は、必ず、郵便か宅配便で送付して下さい。持ち込みによる受付は行いません。

☆(注意) 申請書類の送付は、裏表紙に記載の宛先をお願いします。

補助対象車両の購入・リースと登録・届出

- (1)補助対象車両は、センターが承認した車種のみです。

補助対象車両は随時更新されますので、最新情報はセンターのホームページで確認して下さい。

☞当冊子作製時点の補助対象車両は「(添付1)銘柄ごとの補助金交付上限額」(I-7 ページ)参照。

- (2)補助対象車両としてセンターが承認した車種でも、以下の場合は補助対象になりません。

- 自動車検査証の自家用・事業用別の欄が事業用自動車として登録された車両(補助金交付は自家用自動車に限ります)
- 地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車
- 型式が「不明」として国交省から承認されている車種の場合、補助金申請しようとする車両の仕様が事前にセンターが承認した補助対象車両と同一であることを証するメーカー又はメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書がない場合

(3)補助対象車両の購入形態および補助金の交付申請者と車検証上の所有者・使用者は以下の通りであることが必要です。

購入形態	申請者	車検証上の所有者・使用者	
		所有者	使用者
①自動車販売業者から購入	車両購入者	車両購入者 (申請者)	車両購入者 (申請者)
②リース車の貸与	リース会社	リース会社	車両の貸与を受ける者 (リース契約者)
③所有権留保付ローン購入	車両購入者	自動車販売業者又 はローン会社	車両購入者 (申請者)

☆(注意) 購入代金全額の支払いが現金で完了していない購入形態(手形による購入、支払保証方式による購入)は、補助金の交付はできません。

補助金交付申請書類の提出

(1)補助金交付申請ができるのは、①地方公共団体・企業等の法人②個人③リース会社です。

☆(注意) 独立行政法人は申請できません。

☆(注意) 自動車販売を営む法人は、申請できる車両に制限があります。☞ 詳細は 注1)参照

(2)補助金交付申請には以下の条件もあります。(これまでの説明以外の要件)

①国が実施する他の補助金と重複して補助金交付申請をすることはできません。

地方公共団体による補助金制度とは重複して申請できます。

☆(注意) 国が実施する補助金でも、「被災中小企業復興支援リース補助事業補助金」とは重複して補助金交付申請をすることができます。

②個人が購入する電気自動車の場合は、CO₂排出削減量のクレジット化を推進するJ-クレジット事業を実施する「J-グリーン・リンケージ倶楽部」への入会が必要です。

入会手続きはセンターが行います。☞ J-クレジット制度の詳細は 注2)参照

【入会手続きの流れ】

- 補助金交付申請書で入会の同意をいただきますと、補助金交付決定時にセンターから送付する「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」の下段に「J-グリーン・リンケージ倶楽部」に入会されたことも記載します。
- 入会者(補助金交付申請者)の情報をセンターから「J-グリーン・リンケージ倶楽部」へ提供します。提供する個人情報、氏名、住所、電話番号、車両名、型式、車両登録番号、車台番号、燃費(電費 km/kWh)、登録年月日、購入価格及び補助金交付額です。(個人情報は厳重に管理されます)
- 「J-グリーン・リンケージ倶楽部」の事務局から、ご協力いただきたい内容の連絡があります。

☆(注意) CO₂排出削減事業を行う他の団体に入会する場合や補助金交付申請者自らがCO₂排出削減事業を行う場合には、入会の必要はありません。

☆(注意) プラグインハイブリッド自動車、電気自動車でも型式が「不明」となっている車種、原付自動車は入会の必要はありません。

③反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金の交付はできません。

申請者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。申請者が「暴力団排除に関する誓約」に違反した場合は、交付決定を取り消します。

また、法人(地方公共団体を除く)の場合は、センターの指定様式の役員名簿の提出が必要です。

☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、I-11ページ(添付5)参照

注1)自動車販売業者の申請車両制限

- ④自動車販売を営む全ての法人に対する制限
✖展示車、試乗車等の販売促進活動で使用される車両は申請できません。
- ⑤自動車販売を営む法人のうち、特に以下の①②の両方に該当する法人に対する制限
(下記の①または②の一方のみ該当する自動車販売業者は、⑤の制限は受けません)
- ①直近の会計年度の総売上に占める新車販売売上の比率が15%超である
②直近の会計年度における新車販売台数が20台超である
- ✖当該法人が、補助金交付申請をしようとする車両(当該車両)と同一名称の車両について、当該車両の初度登録日を起点に、その前一年以内に販売している場合、あるいはその後一年以内に販売する予定がある場合は申請できません。
- ☆(注意)当制限の対象となる車両は、車検証上の所有者が自動車販売業者(法人)である車両及びリース車両で自動車販売業者(法人)が使用者である車両です。

注2)J-クレジット制度について

J-クレジット制度とは、二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスに関して、省エネルギー機器の導入による排出削減量、森林経営などによる吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。個々の電気自動車購入者が入会手続きをすることは煩雑なのでセンターでまとめて入会し、国としての温室効果ガスの排出削減としてクレジット化され、売却されます。購入者には還元されません。センターが指定するJ-クレジット事業実施団体は、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」です。

※本件に関する問合せ先

J-グリーン・リンケージ倶楽部事務局(環境経済株式会社内)

Tel : 03-6228-6851 [受付時間 9:30-11:30 13:00-17:00(土日祝日を除く)]

Fax: 03-6228-6852 Email : green-linkage@kankyo-keizai.jp

車両(財産)の一定期間の保有義務

- 補助金を受けて取得したクリーンエネルギー自動車(「取得財産等」という)は、原則として、定められた期間(3年ないし4年)は保有することが義務付けられます。
(この期間を「処分制限期間」といいます)
- やむを得ず、処分制限期間に取得財産等の処分をする場合は、手続きが必要です。
また、補助金の一部の返納が必要となります。
 - ☞ 取得財産等の処分制限期間は、I-10ページ参照
 - ☞ 手続きの詳細は、「Ⅲ. 計画変更・財産処分等の手続き」を参照

【取得財産等の処分に該当する行為】

補助金の目的は、クリーンエネルギー自動車の利用によって、地球温暖化の原因とされるCO₂や大気汚染の原因となる有害な排出ガスの排出量低減に貢献することです。

これに反する以下の行為は取得財産等の処分に該当する行為となります。

①補助金の目的に反する使用 ②譲渡 ③交換 ④貸付 ⑤廃棄 ⑥担保に供すること

- ☆(注意)センターでは、補助金を交付した車両の保有状況を定期的に調査しています。
センターの承認を得ずに、処分制限期間内に取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返納を求められることがあります。

補助金額の算出方法

●補助金額は、下記①か②のどちらか低い方となります。

①車両の購入価格を基に試算した補助金額(1万円未満切り捨て)

②車種・グレードごとに定めた補助金交付上限額

☞ 添付1「銘柄ごとの補助金交付上限額」(I-7ページ) 参照

①車両の購入価格を基にした補助金額試算方法

$$\text{補助金額} = \left(\text{①車両購入価格} - \text{②基準額} \right) \times \text{④補助率}$$

↔ ③補助対象経費 ↔

①車両購入価格	・車両本体の購入価格(諸費用、消費税を除く)。 ☆(注意)メーカー希望小売価格(定価)ではない。
②基準額	・センターで車種・グレードごとに設定しています。 ・クリーンエネルギー自動車と同種・同格のガソリン自動車をベースに、クリーンエネルギー自動車に必要な仕様以外の装備等の費用を調整して算出したガソリン自動車の価格に、一定年数分の燃料代等のランニングコストの差額を加えた金額。
③補助対象経費	・①車両購入価格から、②基準額を引いた金額が、クリーンエネルギー自動車を購入して使用することに伴う増加費用ということになります。 これが、補助金の対象基準になります。(これを「補助対象経費」といいます)
④補助率	・クリーンエネルギー自動車の購入負担額の大小、自動車メーカーの価格引下げ努力などを勘案して設定した率です。 ・車種・グレードごとに、1/1、2/3、1/4の補助率を設定しています。 1/1とは100%の補助をするという意味です。

☞ 基準額及び補助率は、添付1「銘柄ごとの補助金交付上限額」(I-7ページ) 参照

☆(注意) 購入車両が申請者(リース車両の場合は使用者)の自社製品又は関係会社の製品の場合は、そこに含まれる、申請者の利益相当分が利益等排除の対象となるので注意。

☞ 詳細は、添付2「補助事業における利益等排除について」(I-8ページ) 参照

【補助金額試算例】

購入車両	A車(グレードX) 定価300万円(消費税、諸費用含まず)を295万円で購入
補助金要件	A車(グレードX) の補助金交付上限額26万円。基準額:260万円、補助率:2/3

▼補助金額の試算

(a) 車両購入価格を基に補助金額試算

$$(\text{購入価格}295\text{万円} - \text{基準額}260\text{万円}) \times 2/3 = \boxed{23\text{万円}} \text{ (1万円未満切り捨て)}$$

(b) 車両購入価格を基に試算した補助金額(a)と補助金交付上限額を比較

$$\boxed{\text{補助金試算額}23\text{万円}} < \boxed{\text{補助金交付上限額}26\text{万円}}$$

☞ 補助金試算額(a)の方が低いので、補助金額は $\boxed{23\text{万円}}$ となります。

②車種・グレードごとに定めた補助金交付上限額

下表の(i)(ii)(iii)のうちの金額の最も小さいものを補助金交付上限額として設定しています。

☞ 添付1「銘柄ごとの補助金交付上限額」(I-7ページ)参照

(i)クリーンエネルギー自動車の車両本体価格(定価)を基に算出した補助金額

$$\text{補助金額} = \left(\text{㊦車両本体価格} - \text{㊧基準額} \right) \times \text{㊨補助率}$$

※計算方法は、車両購入価格を基にした補助金額試算方法と同じ

(ii) 車両の区分ごとに定める補助金上限額

区分		補助金上限額
○電気自動車	乗車定員11人以上の普通自動車	290万円
	乗車定員11人未満の普通・小型・軽自動車	85万円
○プラグイン ハイブリッド自動車	側車付二輪	30万円
	原動機付四輪・原動機付二輪	7万円
○燃料電池自動車		上限なし
○クリーンディーゼル自動車		35万円

(iii)クリーンエネルギー自動車と同種・同格のガソリン自動車をベースにクリーンエネルギー自動車に必要な仕様以外の装備等の費用を調整して算出したガソリン自動車の価格

参考

○当補助金に適用される税法上の扱い

当補助金は、所得税法第42条「国庫補助金等の総収入金額不算入」又は法人税法第42条「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の規定を適用することが可能です。

具体的な処理方法については、税務署、税理士等にご相談下さい。

(添付1)

(別表1) 銘柄ごとの補助金交付上限額

最新版は随時更新されますのでセンターHPでご確認下さい。

【電気自動車(含む燃料電池自動車)】

平成28年3月10日現在

メーカー名・車名		型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	補助 率	(参考) 定価(円)※	
普通・ 小型 自動車	GLM トミーカイラZZ	組立	850	6,568	2/3	8,000,000	
	テスラ モデル S	(60kWh) JP1	ZAA-SL1S	850	6,084	2/3	7,620,370
		(85kWh) JP1		850	6,084	2/3	8,638,889
		(60kWh) JP2		850	6,084	2/3	8,064,815
		(85kWh) JP2		850	6,084	2/3	9,259,259
		(85kWh) JP3		850	6,084	2/3	9,398,148
		(85kWh) JP4		850	6,084	2/3	9,777,778
		(85kWh Performance)	ZAA-SL1S2	850	6,252	2/3	10,016,667
		70 kWh/デュアル	ZAA-SL2S	850	6,171	2/3	8,805,556
		85 kWh/デュアル		850	6,171	2/3	9,955,556
		70 kWh/デュアルJP2		850	6,773	2/3	9,153,704
		85 kWh/デュアルJP2		850	6,773	2/3	10,357,407
		85 kWh/デュアルパフォーマンス	ZAA-SL2S2	850	6,171	2/3	12,183,333
		85 kWh/デュアルパフォーマンスJP2		850	6,773	2/3	12,675,926
		85 kWh	ZAA-SWL1S	850	6,084	2/3	9,777,778
		70 kWh/デュアル	ZAA-SWL2S	850	6,773	2/3	9,153,704
		85 kWh/デュアル		850	6,773	2/3	10,357,407
	85 kWh/デュアルパフォーマンス	ZAA-SWL2S2	850	6,773	2/3	12,675,926	
	トヨタ MIRAI	ZBA-JPD10	2,020	3,670	2/3	6,700,000	
	日産 e-NV200 バン	GX ルートバン	ZAB-VMEO	850	2,409	2/3	3,684,000
		GX 2人乗り		850	2,409	2/3	3,684,000
		GX 5人乗り		850	2,501	2/3	3,776,000
		VX ルートバン		850	2,318	2/3	3,593,000
		VX 2人乗り		850	2,318	2/3	3,593,000
		VX 5人乗り		850	2,421	2/3	3,696,000
	日産 e-NV200 ワゴン	G 5人乗り	ZAA-MEO	850	3,007	2/3	4,282,000
		G 7人乗り		850	3,157	2/3	4,432,000
		X 5人乗り		850	2,892	2/3	4,167,000
日産 リーフ	24S(サイド/カーテンエアバッグシステム無)	ZAA-AZE0	270	2,119	2/3	2,526,000	
	24S		270	2,189	2/3	2,596,000	
	24S エアロスタイル(サイド/カーテンエアバッグシステム無)		270	2,399	2/3	2,806,000	
	24S エアロスタイル		270	2,469	2/3	2,876,000	
	24X(サイド/カーテンエアバッグシステム無)		270	2,536	2/3	2,943,000	
	24X		270	2,606	2/3	3,013,000	
	24X エアロスタイル(サイド/カーテンエアバッグシステム無)		270	2,836	2/3	3,243,000	
	24X エアロスタイル		270	2,906	2/3	3,313,000	

メーカー名・車名		型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	補助 率	(参考) 定価(円)※	
普通・ 小型自動車	日産 リーフ	24G(サイド/カーテンエアバッグシステム無)	270	2,879	2/3	3,286,000	
		24G	270	2,949	2/3	3,356,000	
		24G エアロスタイル(サイド/カーテンエアバッグシステム無)	270	3,129	2/3	3,536,000	
		24G エアロスタイル	270	3,199	2/3	3,606,000	
		30S(サイド/カーテンエアバッグシステム無)	510	2,119	2/3	2,891,000	
		30S	510	2,189	2/3	2,961,000	
		30S エアロスタイル(サイド/カーテンエアバッグシステム無)	510	2,399	2/3	3,171,000	
		30S エアロスタイル	510	2,469	2/3	3,241,000	
		30X(サイド/カーテンエアバッグシステム無)	510	2,536	2/3	3,308,000	
		30X	510	2,606	2/3	3,378,000	
		30X エアロスタイル(サイド/カーテンエアバッグシステム無)	510	2,836	2/3	3,608,000	
		30X エアロスタイル	510	2,906	2/3	3,678,000	
		30G(サイド/カーテンエアバッグシステム無)	510	2,879	2/3	3,651,000	
		30G	510	2,949	2/3	3,721,000	
		30G エアロスタイル(サイド/カーテンエアバッグシステム無)	510	3,129	2/3	3,901,000	
		30G エアロスタイル	510	3,199	2/3	3,971,000	
		ドライビングヘルパー 30X	510	2,953	2/3	3,725,000	
		ドライビングヘルパー 30G	510	3,296	2/3	4,068,000	
		アンシャント助手席回転シート 30X	510	2,633	2/3	3,405,000	
		アンシャント助手席回転シート 30G	510	2,976	2/3	3,748,000	
	日産 リーフ	ZAA-AZE0	S(サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル	270	2,059	2/3	2,466,000
			S 15モデル	270	2,129	2/3	2,536,000
			S エアロスタイル(サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル	270	2,339	2/3	2,746,000
			S エアロスタイル 15モデル	270	2,409	2/3	2,816,000
			X(サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル	270	2,448	2/3	2,855,000
			X 15モデル	270	2,518	2/3	2,925,000
			X エアロスタイル(サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル	270	2,728	2/3	3,135,000
			X エアロスタイル 15モデル	270	2,798	2/3	3,205,000
			X 80th 15モデル(サイド/カーテンエアバッグシステム無)	270	2,598	2/3	3,005,000
X 80th Special Color Limited 15モデル			270	2,668	2/3	3,075,000	
X 運転席マイティグリップ(サイドエアバッグ無) 15モデル			270	2,498	2/3	2,905,000	

メーカー名・車名		型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	補助 率	(参考) 定価(円)※
普通 ・ 小型 自動車	日産 リーフ	G (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル	270	2,806	2/3	3,213,000
		G 15モデル	270	2,876	2/3	3,283,000
		G エアロスタイル (サイド/カーテンエア バッグシステム無) 15モデル	270	3,036	2/3	3,443,000
		G エアロスタイル 15モデル	270	3,106	2/3	3,513,000
		ドライビングヘルパー X 15モデル	270	2,798	2/3	3,205,000
		ドライビングヘルパー G 15モデル	270	3,156	2/3	3,563,000
		アンシャント 助手席回転シート X 15モデル	270	2,545	2/3	2,952,000
		アンシャント 助手席回転シート G 15モデル	270	2,903	2/3	3,310,000
	日産 リーフ	S (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 14モデル	350	2,059	2/3	2,590,000
		S 14モデル	350	2,129	2/3	2,660,000
		S エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 14モデル	350	2,339	2/3	2,870,000
		S エアロスタイル 14モデル	350	2,409	2/3	2,940,000
		X (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 14モデル	350	2,448	2/3	2,979,000
		X 14モデル	350	2,518	2/3	3,049,000
		X エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 14モデル	350	2,728	2/3	3,259,000
		X エアロスタイル 14モデル	350	2,798	2/3	3,329,000
		X 80th (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	350	2,598	2/3	3,129,000
		X 80th Special Color Limited	350	2,668	2/3	3,199,000
		X 運転席マイティグリップ (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	350	2,498	2/3	3,029,000
		G (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 14モデル	350	2,806	2/3	3,337,000
		G 14モデル	350	2,876	2/3	3,407,000
		G エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 14モデル	350	3,036	2/3	3,567,000
		G エアロスタイル 14モデル	350	3,106	2/3	3,637,000
		ドライビングヘルパー X 14モデル	350	2,798	2/3	3,329,000
		ドライビングヘルパー G 14モデル	350	3,156	2/3	3,687,000
		アンシャント 助手席回転シート X 14モデル	350	2,545	2/3	3,076,000
		アンシャント 助手席回転シート G 14モデル	350	2,903	2/3	3,434,000
	BMW i3 (電気自動車)	ZAA-1Z00	400	4,010	2/3	4,620,370
ホンダ CLARITY FUEL CELL	ZBA-ZC4	2,080	3,966	2/3	7,092,593	
ホンダ フィットEV	ZAA-ZA2	850	2,428	2/3	3,809,524	
メルセデス・ベンツ スマート フォー ツー エレクトリックドライブ	価格改定後	ZAA-451390	350	2,287	2/3	2,824,074
	価格改定前		340	2,252	2/3	2,768,519
	Edition White		340	2,280	2/3	2,796,297
	Edition Black		340	2,280	2/3	2,796,297
	Edition Disney		340	3,178	2/3	3,694,445

メーカー名・車名		型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	補助 率	(参考) 定価(円)※	
メルセデス・ベンツ スマート フォーツー BRABUS エレクトリックドライブ		ZAA-451392	720	2,715	2/3	3,800,000	
軽自動車	三菱 i-MiEV(15モデル)	X	470	1,913	2/3	2,628,000	
		M	330	1,598	2/3	2,094,000	
	三菱 i-MiEV (2014.11.14以降に登録された車両)	X	560	1,913	2/3	2,763,000	
	三菱 i-MiEV	M QC付	660	1,533	2/3	2,526,191	
	三菱 ミニキャブ・ ミーブ (16モデル)	CD(16.0kWh)	(4人)	530	1,464	2/3	2,269,000
			(2人)	530	1,444	2/3	2,249,000
		CD(10.5kWh)	(4人)	220	1,464	1/1	1,686,000
			(2人)	220	1,444	1/1	1,666,000
	三菱 ミニキャブ・ ミーブ (15モデル)	CD(16.0kWh)	QC付 (4人)	530	1,464	2/3	2,269,000
			QC付 (4人)	290	1,464	2/3	1,909,000
		CD(10.5kWh)	QC付 (2人)	290	1,444	2/3	1,889,000
	三菱 ミニキャブ・ ミーブ (2014.11.14 以降に登録された 車両)	CD(16.0kWh)	QC付 (4人)	700	1,464	2/3	2,525,000
	三菱 ミニキャブ・ ミーブトラック (16モ デル)	VX-SE (10.5kWh)		110	1,348	1/1	1,465,000
三菱 ミニキャブ・ ミーブトラック(15モ デル)	VX-SE (10.5kWh)	QC付	150	1,348	2/3	1,583,000	
		QC無	120	1,348	2/3	1,533,000	
三菱 ミニキャブ・ ミーブトラック	VX-SE (10.5kWh)	QC無	280	1,348	2/3	1,769,524	
側車付 軽二輪	日本エレクトライク エレクトライク	A	300	662	2/3	1,600,000	
		B	300	562	2/3	1,300,000	
	ミツオカ・雷駆	-T3(L)		270	976	2/3	1,395,000
		-T3(S)		210	976	2/3	1,295,000
		-T3(L+)		300	956	2/3	1,435,000
	-T3(S+)		250	956	2/3	1,335,000	
原付四輪	トヨタ車体 コムス	B・COMベーシック	ZAD-TAK30-BS	70	335	1/4	636,190
		B・COMデッキ	ZAD-TAK30-KS	70	395	1/4	696,190
		B・COMデリバリー	ZAD-TAK30-DS	70	435	1/4	736,190
		P・COM	ZAD-TAK30-PD	70	458	1/4	760,000
原付二輪	スズキ e-Let's	ZAD-CZ81A	40	134	1/4	298,000	
	スズキ e-Let's W		60	134	1/4	378,000	
	ヤマハ EC-03	ZAD-SY06J	30	105	1/4	240,000	
	ヤマハ E-Vino	ZAD-SY11J	20	113	1/4	219,000	

※定価はメーカー希望小売価格(消費税は含まない)

【プラグインハイブリッド自動車】

メーカー名・車名		型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	補助 率	(参考) 定価(円)※	
普通 ・ 小型 自動車	Audi A3 Sportback e-tron	DLA-8VCUK	610	4,307	2/3	5,222,223	
	トヨタ プリウスPHV 2015.7以降生産一 部改良型	S	DLA-ZVW35	120	2,607	1/1	2,727,143
		S (北海道地区)		120	2,639	1/1	2,759,143
		G		120	2,852	1/1	2,972,619
		G (北海道地区)		120	2,874	1/1	2,994,619
	トヨタ プリウスPHV 2013.10以降生産 一部改良型	L	DLA-ZVW35	200	2,411	2/3	2,714,286
		L (北海道地区)		200	2,433	2/3	2,736,286
		S		160	2,607	2/3	2,857,143
		S (北海道地区)		160	2,639	2/3	2,889,143
		G		160	2,797	2/3	3,047,619
		G (北海道地区)		160	2,819	2/3	3,069,619
		G レザーパッケージ		160	3,557	2/3	3,807,619
		G レザーパッケージ (北海道地区)		160	3,579	2/3	3,829,619
		G レザーパッケージ ナビ無 G レザーパッケージ ナビ無 (北海道地区)		160	3,049	2/3	3,299,619
	トヨタ プリウスPHV 2012.11以降生産 一部改良型	L	DLA-ZVW35	330	2,403	2/3	2,904,762
		L (北海道地区)		330	2,425	2/3	2,926,762
		S		330	2,546	2/3	3,047,619
		S (北海道地区)		330	2,578	2/3	3,079,619
		G		330	2,736	2/3	3,238,095
		G (北海道地区)		330	2,758	2/3	3,260,095
		G レザーパッケージ		330	3,498	2/3	4,000,000
		G レザーパッケージ (北海道地区)		330	3,520	2/3	4,022,000
		G レザーパッケージ ナビ無 G レザーパッケージ ナビ無 (北海道地区)		330	2,990	2/3	3,492,000
	BMW i8 「BMW i ピュア・インパルス・カード」標準装備	DLA-2Z15	850	11,255	2/3	18,203,704	
BMW i3 (プラグインハイブリッド)	DLA-1Z06	750	3,929	2/3	5,055,556		
BMW X5 xDrive40e	Standard	CLA-KT20	300	8,131	2/3	8,583,333	
	xLine		340	8,673	2/3	9,194,444	
	M Sport		340	8,671	2/3	9,194,444	
フォルクスワーゲン Golf GTE	DLA-AUCUK	380	4,040	2/3	4,620,370		
ホンダ アコード	プラグイン ハイブリッド	DLA-CR5	410	4,136	2/3	4,761,905	
	プラグイン ハイブリッドSX		410	4,136	2/3	4,761,905	
普通 ・ 小型 自動車	三菱 アウトランダー PHEV (16モデル)	G Premium Package	DLA-GG2W	290	3,806	2/3	4,250,000
		G Navi Package		290	3,471	2/3	3,920,000
		G Safety Package		290	3,148	2/3	3,595,000
		M		290	2,885	2/3	3,330,000
	三菱 アウトランダー PHEV	G Premium Package	DLA-GG2WXDHHZ (D00)	290	3,661	2/3	4,102,000
		G Navi Package	DLA-GG2WXDHHZ (C00)	290	3,376	2/3	3,818,000
		G Safety Package	DLA-GG2WXDHHZ (B00)	290	3,048	2/3	3,489,000
		SPORTS STYLE EDITION	DLA-GG2WXDHHZ (F00)	290	3,376	2/3	3,818,000
	メルセデス・ベンツ S 550 e long(プラグインハイブリッドロング)	DLA-222163	850	13,504	2/3	15,018,519	
	メルセデス・ベンツ C 350 e	アバンギャルド	DLA-205047	170	6,285	2/3	6,546,297
		ステーションワゴン アバンギャルド	DLA-205247	130	7,034	2/3	7,240,741

※定価はメーカー希望小売価格(消費税は含まない)

【クリーンディーゼル自動車】

メーカー名・車名		型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	補助 率	(参考) 定価(円)※		
アルピナ	BMW アルピナ XD3 ビ・ターボ	FDA-PP10	350	7,638	2/3	11,425,926		
アルピナ	BMW アルピナ D5 ターボ (2015/1/1以降の契約)	FDA-MP20	350	8,509	2/3	10,675,926		
アルピナ	BMW アルピナ D5 ターボ (2014/1/27以降の契約)	FDA-MP20	350	8,538	2/3	10,175,926		
ジャガー	XF 20d Ingenium Pure	LDA-JB2NA	90	5,737	2/3	5,879,630		
	20d Ingenium Prestige		20	6,385	2/3	6,416,667		
トヨタ ランドクルーザー プラド	TX	LDA-GDJ150W	240	3,301	2/3	3,670,909		
	TX(北海道地区)		240	3,327	2/3	3,696,909		
	TX"Lパッケージ"		240	3,978	2/3	4,348,182		
	TX"Lパッケージ"(北海道地区)		240	4,004	2/3	4,374,182		
	TZ-G	LDA-GDJ151W	240	4,384	2/3	4,753,636		
	TZ-G(北海道地区)		240	4,410	2/3	4,779,636		
BMW 523d (「ドライビング・アシスト・プラス」 非標準装備)	Modern	LDA-FW20	10	6,514	2/3	6,533,333		
	Luxury		10	6,514	2/3	6,533,333		
	M Sport		10	6,485	2/3	6,504,762		
BMW 523d ツーリング (「ドライビング・アシスト・プラス」 非標準装備)	Modern	LDA-MX20	10	6,828	2/3	6,847,619		
	Luxury		10	6,828	2/3	6,847,619		
	M Sport		10	6,800	2/3	6,819,048		
マツダ アクセラスポーツ XD	AT (FF)	LDA-BM2FS	70	2,730	2/3	2,840,000		
	MT (FF)		70	2,730	2/3	2,840,000		
マツダ アクセラセダン XD	AT(FF)	LDA-BM2FP	70	2,760	2/3	2,870,000		
	MT(FF)		70	2,760	2/3	2,870,000		
マツダ アテンザ セダン XD 2014年11月以降生 産一部改良型 14MY	AT(FF)	LDA-GJ2FP	140	2,730	2/3	2,940,000		
	MT(FF)		140	2,780	2/3	2,990,000		
	PROACTIVE AT(FF)		140	2,825	2/3	3,035,000		
	PROACTIVE MT(FF)		140	2,875	2/3	3,085,000		
	L Package AT(FF)		140	3,255	2/3	3,465,000		
	L Package MT(FF)		140	3,255	2/3	3,465,000		
	L Package AT 17インチ車(FF)		140	3,230	2/3	3,440,000		
	AT(4WD)		140	2,940	2/3	3,150,000		
	MT(4WD)		140	2,990	2/3	3,200,000		
	PROACTIVE AT(4WD)		140	3,035	2/3	3,245,000		
	PROACTIVE MT(4WD)		140	3,085	2/3	3,295,000		
	L Package AT(4WD)		140	3,465	2/3	3,675,000		
	L Package MT(4WD)		140	3,465	2/3	3,675,000		
	L Package AT 17インチ車(4WD)		140	3,440	2/3	3,650,000		
マツダ アテンザ ワゴン XD 2014年11月以降生 産一部改良型 14MY	AT(FF)	LDA-GJ2FW	140	2,730	2/3	2,940,000		
	MT(FF)		140	2,780	2/3	2,990,000		
	PROACTIVE AT(FF)		140	2,825	2/3	3,035,000		
	PROACTIVE MT(FF)		140	2,875	2/3	3,085,000		
	L Package AT(FF)		140	3,255	2/3	3,465,000		
	L Package MT(FF)		140	3,255	2/3	3,465,000		
	L Package AT 17インチ車(FF)		140	3,230	2/3	3,440,000		
	AT(4WD)		140	2,940	2/3	3,150,000		
	MT(4WD)		140	2,990	2/3	3,200,000		
	PROACTIVE AT(4WD)		140	3,035	2/3	3,245,000		
	PROACTIVE MT(4WD)		140	3,085	2/3	3,295,000		
	普通・小型自動車							

メーカー名・車名		型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	補助 率	(参考) 定価(円)※	
普通・ 小型 自動車	マツダ アテンザ ワゴン XD 2014年11月以降生産 一部改良型 14MY	L Package AT(4WD)	140	3,465	2/3	3,675,000	
		L Package MT(4WD)	140	3,465	2/3	3,675,000	
		L Package AT 17インチ車(4WD)	140	3,440	2/3	3,650,000	
	マツダ アテンザ セダン XD 2013年11月以降生 産一部改良型	AT (FF)	LDA-GJ2FP	120	2,600	2/3	2,780,000
		MT (FF)		120	2,715	2/3	2,895,000
		L Package AT (FF)		120	3,136	2/3	3,316,667
		L Package MT (FF)		120	3,136	2/3	3,316,667
		L Package AT 17インチ車(FF)		120	3,086	2/3	3,266,667
	マツダ アテンザ ワゴン XD 2013年11月以降生 産一部改良型	AT (FF)	LDA-GJ2FW	120	2,600	2/3	2,780,000
		MT (FF)		120	2,715	2/3	2,895,000
		L Package AT (FF)		120	3,136	2/3	3,316,667
		L Package MT (FF)		120	3,136	2/3	3,316,667
		L Package AT 17インチ車(FF)		120	3,086	2/3	3,266,667
	マツダ CX-3 XD	AT(FF)	LDA-DK5FW	130	1,994	2/3	2,200,000
		MT(FF)		130	1,994	2/3	2,200,000
		Touring AT (FF)		150	2,169	2/3	2,400,000
		Touring MT (FF)		150	2,169	2/3	2,400,000
		Touring Lpackage AT (FF)		160	2,351	2/3	2,600,000
		Touring Lpackage MT (FF)		160	2,351	2/3	2,600,000
		AT(4WD)	LDA-DK5AW	130	2,194	2/3	2,400,000
		MT(4WD)		130	2,194	2/3	2,400,000
		Touring AT (4WD)		130	2,404	2/3	2,610,000
		Touring MT (4WD)		150	2,384	2/3	2,610,000
		Touring Lpackage AT (4WD)		140	2,576	2/3	2,800,000
		Touring Lpackage MT (4WD)		160	2,556	2/3	2,800,000
	マツダ CX-5 XD 2014年11月以降生 産一部改良型 14MY	AT(FF)	LDA-KE2FW	120	2,435	2/3	2,625,000
		PROACTIVE AT(FF)		120	2,530	2/3	2,720,000
L Package AT(FF)		120		2,830	2/3	3,020,000	
L Package AT DVDプレーヤー /TVチューナー付17インチ車(FF)			120	2,805	2/3	2,995,000	
AT(4WD)		LDA-KE2AW	120	2,645	2/3	2,835,000	
PROACTIVE AT(4WD)			120	2,740	2/3	2,930,000	
L Package AT(4WD)			120	3,040	2/3	3,230,000	
L Package AT DVDプレーヤー /TVチューナー付17インチ車 (4WD)	120		3,015	2/3	3,205,000		
マツダ CX-5 XD 2013年10月以降生 産一部改良型	AT (FF)	LDA-KE2FW	100	2,320	2/3	2,480,000	
	L Package AT (FF)		100	2,680	2/3	2,840,000	
	L Package オーディオレス+4ス ピーカー車 AT (FF)		100	2,605	2/3	2,765,000	
	L Package 17インチ車 AT (FF)		100	2,630	2/3	2,790,000	
	L Package オーディオレス+4ス ピーカー+17インチ車 AT (FF)		100	2,555	2/3	2,715,000	
	2013 ANNIVERSARY AT (FF)		100	2,900	2/3	3,060,000	
	2013 ANNIVERSARY オーディオレ ス+4スピーカー車 AT (FF)		100	2,825	2/3	2,985,000	

メーカー名・車名		型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	補助 率	(参考) 定価(円)※		
普通・ 小型自動車	マツダ CX-5 XD 2013年10月以降生 産一部改良型	AT (4WD)	100	2,520	2/3	2,680,000		
		L Package AT (4WD)	100	2,880	2/3	3,040,000		
		L Package オーディオレス+4ス ピーカー車 AT (4WD)	100	2,805	2/3	2,965,000		
		L Package 17インチ車 AT (4WD)	100	2,830	2/3	2,990,000		
		L Package オーディオレス+4ス ピーカー+17インチ車 AT (4WD)	100	2,755	2/3	2,915,000		
		2013 ANNIVERSARY AT (4WD)	100	3,100	2/3	3,260,000		
		2013 ANNIVERSARY オーディオ レス+4スピーカー車 AT (4WD)	100	3,025	2/3	3,185,000		
	マツダ デミオ XD 2015年12月以降生 産一部改良型 15MY	AT (FF)	LDA-DJ5FS	50	1,575	2/3	1,650,000	
		AT (FF) (オーディオレス車)		50	1,515	2/3	1,590,000	
		MT (FF)		30	1,605	2/3	1,650,000	
		MT (FF) (オーディオレス車)		30	1,545	2/3	1,590,000	
		Touring AT (FF)		20	1,785	2/3	1,820,000	
		Touring MT (FF)		10	1,795	2/3	1,820,000	
		Touring L Package AT (FF)		20	1,835	2/3	1,870,000	
		Touring L Package MT (FF)		10	1,845	2/3	1,870,000	
		Black Leather Limited AT (FF)		20	1,865	2/3	1,900,000	
		Black Leather Limited MT (FF)		10	1,875	2/3	1,900,000	
		URBAN STYLISH MODE AT (FF)		50	1,675	2/3	1,750,000	
		助手席回転シート車AT (FF)		50	1,770	2/3	1,845,000	
		AT (4WD)		LDA-DJ5AS	50	1,755	2/3	1,830,000
		AT (4WD) (オーディオレス車)			50	1,695	2/3	1,770,000
	Touring AT (4WD)	20	1,965		2/3	2,000,000		
	Touring L Package AT (4WD)	20	2,015		2/3	2,050,000		
	Black Leather Limited AT (4WD)	20	2,045		2/3	2,080,000		
	URBAN STYLISH MODE AT (4WD)	50	1,855		2/3	1,930,000		
	助手席回転シート車AT (4WD)	50	1,949		2/3	2,024,630		
	マツダ デミオ XD	AT (FF)	LDA-DJ5FS	50	1,575	2/3	1,650,000	
AT (FF) (オーディオレス車)		50		1,515	2/3	1,590,000		
MT (FF)		30		1,605	2/3	1,650,000		
MT (FF) (オーディオレス車)		30		1,545	2/3	1,590,000		
Touring AT (FF)		20		1,765	2/3	1,800,000		
Touring MT (FF)		10		1,775	2/3	1,800,000		
Touring L Package AT (FF)		20		1,815	2/3	1,850,000		
Touring L Package MT (FF)		10		1,825	2/3	1,850,000		
MID CENTURY AT (FF)		20		1,815	2/3	1,850,000		
URBAN STYLISH MODE AT (FF)		50		1,675	2/3	1,750,000		
助手席回転シート車 AT (FF)		50		1,770	2/3	1,845,000		

メーカー名・車名		型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	補助 率	(参考) 定価(円)※		
普通 ・ 小型 自動車	マツダ デミオ XD	AT(4WD)	LDA-DJ5AS	50	1,755	2/3	1,830,000	
		AT(4WD) (オーディオレス車)		50	1,695	2/3	1,770,000	
		Touring AT(4WD)		20	1,945	2/3	1,980,000	
		Touring L Package AT(4WD)		20	1,995	2/3	2,030,000	
		MID CENTURY AT(4WD)		20	1,995	2/3	2,030,000	
		URBAN STYLISH MODE AT (4WD)		50	1,855	2/3	1,930,000	
		助手席回転シート車 AT(4WD)		50	1,949	2/3	2,024,630	
	三菱 デリカ D:5 (16モデル)	D-Premium	LDA-CV1W	50	3,670	2/3	3,755,000	
		D-Power package		50	3,179	2/3	3,265,000	
		CHAMONIX(MMCS装着車)		50	3,423	2/3	3,508,000	
		CHAMONIX(MMCS非装着車)		50	3,259	2/3	3,344,000	
		ROADEST D-Power package		50	3,369	2/3	3,455,000	
	三菱 デリカ D:5 (15モデル)	D-Premium	LDA-CV1W	50	3,662	2/3	3,747,000	
		D-Power Package		50	3,171	2/3	3,257,000	
		CHAMONIX		50	3,415	2/3	3,500,000	
	三菱 デリカ D:5	D-Power package(7人)	LDA-CV1WLLHFZ3	50	3,170	2/3	3,256,191	
	三菱 パジェロ (16モデル)	SUPER EXCEED	LDA-V98W	140	4,370	2/3	4,585,000	
		EXCEED		140	3,750	2/3	3,965,000	
		オーディオ無		140	3,615	2/3	3,830,000	
		GR		140	3,260	2/3	3,474,000	
		VR-II	オーディオ無	LDA-V88W	140	3,490	2/3	3,705,000
					140	3,405	2/3	3,620,000
	三菱 パジェロ (15-EXCEED	オーディオ無	LDA-V98W	140	3,595	2/3	3,810,000	
	メルセデス・ベンツ E350 ブルーテック/セダン	価格改定後	LDA-212026C	220	7,444	2/3	7,777,778	
		価格改定前	LDA-212026C	210	7,300	2/3	7,627,778	
	メルセデス・ベンツ E350 ブルーテック/ワゴン	価格改定後	LDA-212226C	220	7,787	2/3	8,120,371	
		価格改定前	LDA-212226C	210	7,633	2/3	7,961,112	
メルセデス・ベンツ ML350 ブルーテック 4MATIC	価格改定後	LDA-166024	60	7,579	2/3	7,675,926		
	価格改定前	LDA-166024	50	7,437	2/3	7,523,149		
メルセデス・ベンツ C 220 d	アバンギャルド	LDA-205004 / LDA-205004C	20	5,144	2/3	5,175,926		
	ステーションワゴン アバンギャルド	LDA-205204C	20	5,477	2/3	5,509,260		
	ステーションワゴン スポーツ	LDA-205204	20	5,903	2/3	5,935,186		
	ステーションワゴン スポーツ (本革仕様)		20	6,255	2/3	6,287,037		
普通 特種 用途 自動車	トヨタ ハイエース ウェルキャブ トヨタ レジアスエース ウェルキャブ 2014.1以降生産 一部改良型	QDF- KDH201K(改)	KDH201K- VTZYA	240	3,636	2/3	3,999,000	
			KDH201K- VTZYAW	240	3,771	2/3	4,134,000	
			KDH201K- VTZYB	240	3,667	2/3	4,030,000	
			KDH201K- VTZYBW	240	3,802	2/3	4,165,000	
			KDH201K- VTZYC	240	3,637	2/3	4,000,000	
			KDH201K- VTZYCW	240	3,772	2/3	4,135,000	

メーカー名・車名		型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	補助 率	(参考) 定価(円)※	
普通 特 種 用 途 自 動 車	トヨタ ハイエース ウェルキャブ トヨタ レジアスエース ウェルキャブ 2014.1以降生産 一部改良型	LDF- KDH206K(改)	KDH206K- VTZYA	240	3,919	2/3	4,282,000
			KDH206K- VTZYAW	240	4,054	2/3	4,417,000
			KDH206K- VTZYB	240	3,950	2/3	4,313,000
			KDH206K- VTZYBW	240	4,085	2/3	4,448,000
			KDH206K- VTZYC	240	3,920	2/3	4,283,000
			KDH206K- VTZYCW	240	4,055	2/3	4,418,000
		LDF- KDH223B(改)	KDH223B- VTZYA	170	4,241	2/3	4,504,000
			KDH223B- VTZYB	170	4,255	2/3	4,518,000
			KDH223B- VTZYD	170	4,340	2/3	4,603,000
			KDH223B- VTZYP	170	4,692	2/3	4,955,000
	日産 NV350 キャラバン チェアキャブ	M仕様	LDF-CW4E26(改)	180	3,705	2/3	3,976,000
		C仕様		180	3,768	2/3	4,039,000
		D仕様		110	4,105	2/3	4,275,000
		M仕様	LDF-CW8E26(改)	180	3,988	2/3	4,259,000
C仕様		180		4,051	2/3	4,322,000	
D仕様		100		4,388	2/3	4,539,000	

※定価はメーカー希望小売価格(消費税は含まない)

(添付2) 補助事業における利益等排除について

(実施細則 別表4)

補助金申請者自身が補助金申請する車両を製造している場合、又は補助金申請者の関係会社が補助金申請する車両を製造している場合においては、当該車両に係る補助対象経費(補助金交付額の算定のもととなる金額)の中に、補助金申請者の利益等が含まれることとなることから、通常の補助金額を交付することは好ましくない。

このため、経済産業省大臣官房会計課の発行する「補助事業事務処理マニュアル」に準拠し、当補助事業における利益等排除の方法を原則以下のとおりとする。

補助対象経費から利益等を排除して補助金の額を決定することとする。

1. 利益等排除の対象

補助金申請者(リースの場合はその使用者。以下同じ。)が、以下の(1)~(3)の関係にある会社が製造した車両を購入し、補助金申請する場合は、利益等排除の対象とする。

- (1) 補助金申請者自身
- (2) 補助金申請者と100%同一資本の会社
- (3) 上記(2)以外の関係会社

(注)ここでいう関係会社とは、財務諸表等規則第8条で定義されている「会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等」をいう。

2. 利益等排除の方法

(1) 補助金申請者が製造した車両の場合	・製造原価を基に補助対象経費を算定する。
(2) 補助金申請者と100%同一資本の企業が製造した車両の場合	・購入価格が当該車両の製造原価以内であると証明できる場合は、購入価格を基に補助対象経費を算定する。 ・これによりがたい場合は、当該車両を製造した会社の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって、補助対象経費から利益相当額の排除を行う。
(3) 補助金申請者の関係会社(上記(2)を除く。)が製造した車両の場合	・購入価格が当該車両の製造原価以内であると証明できる場合は、購入価格を基に補助対象経費を算定する。 ・これによりがたい場合は、当該車両を製造した会社の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって、補助対象経費から利益相当額の排除を行う。

(添付3) 補助金の交付を受けて取得したクリーンエネルギー自動車の管理規程

(実施細則 別表5)

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金管理規程

1. 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得したクリーンエネルギー自動車(以下「取得財産等」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的である、地球温暖化や大気汚染の原因となる自動車の有害な排出ガスの排出量低減に貢献することに沿って使用しなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、センターが定める取得財産等の処分を制限する期間においては、取得財産等を処分してはならない。
取得財産等の処分とは、譲渡、交換、貸し付け(リース事業者を除く)、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為をいう。
取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、別表6に定める期間とする。
4. 補助金の交付を受けた者は、別表6に定められた期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめセンターの定める様式の財産処分承認申請書をセンターに提出し、承認を受けなければならない。
センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、補助金の全部又は一部の返納を求める場合がある。
また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部の返納を求める場合がある。
5. 補助金の交付を受けた者が、取得財産等の処分制限期間内に取得財産等を処分した場合で、取得財産等の処分によって、補助金の交付を受けた者に収入があるとセンターが認めるときには、センターは、補助金の交付を受けた者に対して、期限を付してその収入の全部又は一部のセンターへの納付を命ずることができる。
6. センターは、補助金の交付を受けた者に補助金の返納を求めた場合には、その者からの新しい交付申請については、補助金の返納が完了したことを確認するまで受付けを拒否することができる。

(添付4) 取得財産等の処分を制限する期間

(実施細則 別表6)

電気自動車については、そのベース車両が該当する区分の処分制限期間とする。

下表に該当しない車両の場合は、個別に判断する。

	貸自動車業用車両 ※1		自家用車両 ※2	
	区分	処分制限期間	区分	処分制限期間
乗用車	総排気量2ℓ超のもの	4年	総排気量0.66ℓ超のもの	4年
	「小型車」 総排気量2ℓ以下のもの	3年		
貨物車	積載量2トン超のもの	4年	全て	4年
	「小型車」 積載量2トン以下のもの	3年		
車いす 移動車 ※3	「小型車」以外	4年	「小型車」以外	4年
	「小型車」 総排気量2ℓ以下のもの	3年	「小型車」 総排気量2ℓ以下のもの	3年
軽自動車	総排気量2ℓ以下のもの 貨物自動車にあつては、積 載量2トン以下のもの	3年	総排気量0.66ℓ以下のもの	4年
原付4輪	総排気量2ℓ以下のもの	3年	総排気量0.66ℓ以下のもの	4年
原付2輪			「二輪または三輪自動車」	3年

※1 貸自動車業用車両とは、いわゆるレンタカー用車両。リース用車両ではない。

※2 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両。

※3 車いす移動車は、クリーンディーゼル自動車に設定があるものが対象

(添付5) 暴力団排除に関する誓約

(交付規程 第4条 第6条 第12条 第18条)

私(個人である場合はその者、企業である場合は当社、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記の事項について誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 私は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではありません。かつ、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではありません。
- (2) 私の法人の役員等(法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)は、暴力団員ではありません。
- (3) 私及び私の法人の役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しません。
- (4) 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しません。
- (5) 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を持ちません。

Ⅱ. 申請者別補助金交付申請手続き

Ⅱ-1. 地方公共団体・その他の法人

1. 必要書類一覧

必要書類		詳細説明 参照ページ	書類様式
(1)	補助金交付申請書	Ⅱ-1	様式1 (全2枚)
(2)	申請者の確認書類	Ⅱ-3	様式8
(3)	申請車両の確認書類	Ⅱ-3	—
(4)	【所有権留保付ローン購入の場合】 申請者が車両の使用者であることの確認書類	Ⅱ-3	—
(5)	車両代金の支払い確認書類	Ⅱ-4	—
(6)	車名および購入価格の確認書類	Ⅱ-4	—
(7)	【下取車がある場合】 下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類	Ⅱ-4	様式4
(8)	補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類	Ⅱ-4	様式 11
(9)	型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類	Ⅱ-4	—

- ☞ センターが様式を指定する書類は、「Ⅳ. 様式集」からコピーするか、センターのホームページからダウンロードしてお使い下さい。
- ☞ 添付する複写(コピー)は、片面コピーで、出来るだけA4サイズでお願いします。
- ☞ 申請書類の送付は、裏表紙に記載の宛先をお願いします。

2. 必要書類の詳細説明

(1) 補助金交付申請書

- 補助金交付申請書は車両1台につき1セット(全2枚)提出して下さい。 ☞ 記入例: Ⅱ-6ページ
- 押印箇所は捨印を含め4か所です。全て同じ印鑑をお願いします。

記入項目	留意事項
1. 申請者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・捺印は公印をお願いします。 ・「代表者」は代表権をお持ちの方の名前をお願いします。 <p>☆(注意) 支店等が申請する場合は、支店が登記されていること、支店等の代表者が代表権を持っていることが必要です。支店等の代表者が代表権を持っていない場合は、代表権者から申請者への委任状(様式は自由)を添付して下さい。</p>

	<p>㊦委任状記載事項</p> <table border="1"> <tr> <td>委任事項</td> <td>クリーンエネルギー自動車等導入対策費補助金に関連する一切の事項</td> </tr> <tr> <td>委任者</td> <td>住所、氏名、㊦</td> </tr> <tr> <td>代理人</td> <td>住所、氏名、㊦</td> </tr> </table>	委任事項	クリーンエネルギー自動車等導入対策費補助金に関連する一切の事項	委任者	住所、氏名、㊦	代理人	住所、氏名、㊦
委任事項	クリーンエネルギー自動車等導入対策費補助金に関連する一切の事項						
委任者	住所、氏名、㊦						
代理人	住所、氏名、㊦						
2. 車両に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証又は標識交付証明書等に記載されている通りに記入下さい。 						
3. 補助金額に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・下記事項に注意して記入して下さい。 ア 購入費用…支払証憑等で金額が確認できること イ 基準額…「銘柄ごとの補助金交付上限額」から転記 ウ 補助対象経費…補助金交付の対象となる基礎的な経費(ア-イ) エ 補助率…「銘柄ごとの補助金交付上限額」から転記 オ 補助金の試算額…ウ×エ(1万円未満切捨てた金額を記入) カ 補助金上限額…「銘柄ごとの補助金交付上限額」から転記 キ 補助金額…オ又はカの低い方の金額を記入 <p>㊦補助金額の試算例がI-5ページにあります。</p>						
4. J-クレジット制度への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体・法人は、対象外です。(1)の欄の「いいえ」に○印をして下さい。 						
5. 販売会社に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車両を購入する販売会社名の正式名称を正確に記入して下さい。 						
6. 申請者の連絡先に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車両購入者の連絡先を正確に記入して下さい。 						
【申請内容確認欄】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の1枚目と2枚目がバラバラになった場合の確認のために記入下さい。 						
7. リース契約に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・記入不要です。 						
8. 利益等排除に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者と今回購入する車両の製造メーカーとの資本関係の有無を確認します。関係会社に該当する場合(申請書のウに該当)は、出資比率を記入して下さい。また、その出資比率を確認できる書類を添付して下さい。 ㊦利益等排除に関する詳細は、I-8ページ(添付2)参照 						
9. 利用形態に係る確認	<ul style="list-style-type: none"> ・利用形態の分析等に利用しますので、(1)の欄のア～エのいずれかに○をお願いします 						
10. 振込先	<ul style="list-style-type: none"> ・口座名義は、申請者名義の口座として下さい。フリガナも必ず記入して下さい。(「1.申請者に関する事項」の「(2)氏名又は名称」と同一の名義) 代表者等の個人名の口座には振り込めません。 ・記載ミスにより振込みができないケースが多くありますので、口座名義、口座番号預金種目を確認できる通帳のコピーを添付してください。 						
11. 申請要件等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・確認すべき申請要件について、確認し押印をお願いします。印鑑は交付申請書1枚目に押印した印鑑をお願いします。 【地方公共団体・法人が申請する場合に確認すべき要件】 ①～⑤は必ず確認して下さい。 ⑥は自動車販売業者の方のみ確認対象 ㊦自動車販売業者の定義は、I-4ページの注1)参照 (⑦はリース会社が確認すべき要件ですので、確認対象外です) 						

(2) 申請者を確認する書類

- 申請者が確認できる下記書類。発行後3ヶ月以内のもの。複写したもので可。
 - 商業登記簿の全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)の写し
 - 地方公共団体以外の法人は、センターが指定する様式(様式8)の役員名簿
- ☆(注意) 申請者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。
- ☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、I-11ページ(添付5)参照

(3) 申請車両を確認する書類

- 申請車両が確認できる下記書類のいずれか1つ。複写したもので可。
 - 自動車検査証 ※運輸支局長印のあるもの。「登録事項等通知書」は無効
 - 標識交付証明書
但し、原動機付自転車で、標識交付証明書が発行されない場合は、「軽自動車税申告書控」又は「標識届出証明」が必要です。
- 上記書類における「所有者」名と「使用者」名は、申請者名(申請書の1-(2)氏名又は名称)と同一であることが必要です。(除く、所有権留保付ローン購入の場合)

☆(注意) 車庫証明取得の関係から自動車検査証上の「使用者」名が申請者名と異なる個人名にならざるを得ない場合は、理由書(様式は自由)を添付して下さい。
この場合でも、「使用者」名は、申請者を確認する書類として添付する商業登記簿の全部事項証明書の中に記載のある名前であることが必要です。

☞理由書記載事項

宛先名	一般社団法人 次世代自動車振興センター
作成者	社名・代表者名・捺印 及び 使用者の氏名・住所・捺印
理由	自動車検査証上の「使用者」名が申請者名と異ならざるを得ない理由

☆(注意) 所有権留保付ローン購入の場合は、「所有者」名が販売会社又はファイナンス会社でも可としますが、この場合は、(4)にある申請者が「使用者」であることの確認書類が必要です。

✓所有者が販売会社又はファイナンス会社で良いのは所有権留保付ローン購入の場合のみです。

(4) (所有権留保付ローン購入の場合)申請者が車両の使用者であることを確認する書類

- 所有権留保付ローン購入であるため、申請者が申請車両の「所有者」となっていない場合には、申請者が車両の「使用者」であることを確認する下記のいずれかの書類の提出が必要です。複写したもので可。
 - 保管場所標章番号通知書
 - 使用者が契約者となっている任意自動車保険契約書(自賠責保険は不可)

(5) 車両代金の支払いを確認する書類

- 車両代金の全額分の支払いが確認できる支払証憑。複写したもので可。

【支払証憑の例】

- 申請者宛ての領収証
- (銀行振込み等で領収証が無い場合) 銀行発行の振込み証明書(振込金受取書等)
- (所有権留保付ローン購入の場合) 車両販売会社からクレジット会社宛ての領収証
但し、併記等により申請者の氏名が明記されていることが必要です。

☆(注意)

- ・ 車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証の複写を提出して下さい。
提出された領収証の領収金額の合計が、実際に支払った車両代金の全額分に満たないものであっても、その領収金額の合計を車両代金とみなします。
- ・ 銀行で、振込手数料分を引いた金額を振込んだ場合で、領収証の領収金額に振込手数料分を除いた金額が記載されている場合も、その金額を車両代金とみなします。
- ・ 入金証明書の類は領収証として扱えません。

(6) 車名および購入価格の確認書類

- 車名及び購入価格が明示されている書類。複写したもので可。

(車両購入の注文書、請求書、契約書等)

支払証憑に車名及び購入価格が明示されていない場合が多いので、確認のために提出して下さい。

(7) 【下取車がある場合】下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類

- 下取車の下取代金を車両代金の一部に充当した場合は、車両販売会社が記入した「下取車入庫証明書」(様式4)を提出して下さい。

☆(注意)

- ・ 「下取車入庫証明書」(様式4)には、査定士が適正な下取価格であることを認める印を押印して下さい。
- ・ 内訳明細書(契約書、注文書、請求書)等に当該下取車の明細が記載してあること。

(8) 補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類

- センターが指定する「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」(様式11)を提出して下さい。

補助金を受けた車両は、3年ないし4年の保有義務期間(処分制限期間)があり、その間は、当書類を備え付け、管理しなければなりません。

☞ 記入例: II-10 ページ

☞ 処分制限期間は I -10 ページ参照

(9) 型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類

- 申請車両の型式が「不明」となっている車両の場合、その仕様が事前に承認を受けている補助対象車両と同一であることを証するメーカー又はメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書が必要です。

📁書類提出にあたり、以下の点をもう一度確認下さい📁

☆ 書類に不備がある場合は申請受付とはなりません。

車両1台につき1セット(全2枚)の申請書になっていますか？

提出期限には間に合っていますか？

【提出期限】初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日)(消印有効)

例外的に、初度登録(届出)の翌々月の末日まで(消印有効)

👉提出期限は I -2 ページ参照

申請書に、必要事項が、もれなく記入されていますか？

もう一度、記入例と照合して下さい。

申請書の補助金振込口座名義のフリガナは合っていますか？

記載ミスにより振込みができないケースが多くあります。

必要書類は全て整っていますか？

添付する複写(コピー)は、片面コピーで、出来るだけA4 サイズでお願いします。

申請者の名前と以下の書類等に記載された名前は、全て一致していますか？

①申請書の補助金振込口座名義

②自動車検査証又は標識交付証明書の所有者

(所有権留保付ローン購入の場合は使用者のみが申請者と一致)

③領収証の宛名

自動車検査証又は標識交付証明書の所有者と使用者は一致していますか？

一致していないことが認められるのは、以下の場合だけです。

①車庫証明取得の関係からやむを得ず、申請者以外を「使用者」とする場合

この場合は、理由書(様式は自由)の添付が必要です。

②所有権留保付ローン購入の場合

この場合は、「所有者」は販売会社又はファイナンス会社、「使用者」は申請者。

申請する補助対象車両の保有義務期間(処分制限期間)を確認しましたか？

申請者が反社会的勢力及びそれに準ずる者でないことを「暴力団排除に関する誓約」に基づいて確認しましたか？

👉「暴力団排除に関する誓約」は、I -11ページ(添付5)参照

記入例

メーカー●●●自動車の車名▲▲▲車QC付き(定価300万円<消費税抜き>)を
290万<消費税抜き>で購入した場合
<基準額:260万円 補助率:2/3 補助金上限額:26万円>

全2枚中の1枚目

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付申請書

発送日
を記入

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

申請日 平成 27 年 10 月 8 日

私(申請者)は、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程第6条第1項の規定に基づき、以下の通り申請いたします。

1. 申請者に関する事項

Table with 4 rows: (1)住所, (2)氏名又は名称, (3)代表者名, (4)申請者の分類. Includes address details and company information.

2. 車両に関する事項

Table with 4 rows: (1)車両の種類, (2)自動車登録番号又は車両番号, (3)登録年月日/交付年月日, (4)車名等. Includes vehicle registration and model details.

3. 補助金額に関する事項

Table with 4 rows: (1)補助対象経費, (2)補助金試算額, (3)補助上限額, (4)補助金申請額. Includes financial calculations and application amounts.

ア...諸費用、消費税を除いた車両価格<内訳明細表等
で金額が確認が出来ること。>
イ...銘柄ごとの補助金交付上限額の一覧表から転記
ウ...アイ
エ...銘柄ごとの補助金交付上限額の一覧表から転記
オ...ウ×エ(1万円未満切捨てた金額を記入)
カ...銘柄ごとの交付上限額の一覧表から転記
キ...オ又はカの低い方の金額を記入
<別表1>銘柄ごとの補助金上限額の一覧をご確認の車
名、基準額等をご記入下さい。

4. J-クレジット事業への参加(個人が購入する電気自動車はJ-クレジット事業への参加が義務付けられています)

Table with 2 rows: (1)申請者が個人であり、かつ、車両が型式指定を受けた電気自動車に該当しますか。 (2) (1)が「はい」の場合、次のア又はイのいずれかのJ-クレジット事業への参加を選択ください。

5. 販売会社に関する事項(審査の過程で確認事項が発生する場合があるため正確に記入ください)

Table with 2 rows: (1)社名, (2)連絡先等. Includes company name and contact information.

6. 申請者の連絡先に関する事項(審査の過程で確認事項が発生する場合があるため正確に記入ください)

Table with 3 rows: (1)担当者名, (2)所属部署, (3)TEL・FAX. Includes applicant contact details.

誤記修正時に必要です。
必ず押印して下さい。
1枚目と同じ印でお願いし
ます。

*一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金は、経済産業省が定めた
クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を交付するものです。

捨
印

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付申請書

2枚中の2枚目
誤記修正時に必要です。
必ず押印して下さい。
1枚目と同じ印でお願いします。



【申請内容確認欄】 ※申請書1枚目からのつづきであることの確認		
(1) 申請者氏名又は名称	株式会社虎ノ門製作所	※1枚目の1. (2)と同一
(2) 自動車登録番号又は車両番号	品川321む1234	※1枚目の2. (2)と同一

7. リース契約に関する事項(申請者がリース会社である場合に記入)

(1) 使用・賃借者名	使用者名 フリガナ	※自動車検査証の使用 者名義と一致のこと		
(2) 使用・賃借者住所	〒 □□□-□□□□	都道 府県	※法人の場合は 使用者の本社の 住所を記入	
(3) 連絡先等	TEL (- -)	FAX (- -)	所属・担当者 ()	※日中連絡で きるTEL番号 を記入

8. 利益等排除に関する事項(申請者が法人及びリース会社である場合に記入)

申請者(リース車両の場合は使用・賃借者)と申請車両の製造会社との資本関係(以下の該当するものに○)
 ア. 申請者自身が補助金申請車両の製造会社である(自社製品を申請)。
 イ. 100%同一資本の会社である
 ウ. 関係会社(資本関係があるが100%未満)である (補助金申請車両製造会社の資本比率 _____ %)
 エ. 資本関係はない

※資本関係のある会社が製造した車両を購入し補助金交付申請をする場合には、利益等排除の対象となり、一定の基準に従って、補助金申請額から減額した上で補助金額を決定いたします。

9. 利用形態に係る確認

(1) 地方公共団体・法人の場合	該当に○	ア. 配送	イ. 営業・連絡	ウ. レンタカー	エ. 送迎
(2) 個人の場合	該当に○	ア. 業務用(個人事業用)	イ. 業務用以外(通勤・レジャー等)		

10. 補助金振込先 (□部分は該当するものに×を記入)

(1) フリガナ	カ)トラノモンセイサクジヨ				※記載内容に誤りがあると、補助金が支払えなくなる場合がありますので通帳を見ながら正確に記入して下さい。					
口座名義	株式会社虎ノ門製作所									
(2) 金融機関名と店名	名称	平成	銀行コード	店名	虎ノ門	支店コード				
	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組 (その他)		9 9 9 9	<input checked="" type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所		8 8 8				
(3) 口座番号	預金種目				口座番号(右詰で記入)					
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通・総合 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他					1	2	3	4	5

11. 申請要件等の確認

以下の内容に間違いありません。	必ず要件を確認し押印をお願いします。	印 捺印	注1 申請書と同じ捺印
①申請車両は、本補助金以外に国からの補助金(センターが認める補助金は除く)を申請又は受領していません。 ②私は、センターから求められた場合は、走行データ機材の搭載及び国・センター等へのデータ提供を了承します。 ③申請車両は、展示車、試乗車等の販売促進活動の目的で使用するものではありません。 ④私は、反社会的勢力の団体に属していません。 ⑤私は、本申請によりセンターが入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。(使用例:申請内容の問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び補助金の振込、車両保有状況に係る調査等) ⑥私は、過去1年以内に補助金の申請車両と同種の車両を販売しておらず、また、今後1年以内に販売しません。 ⑦申請車両をリース車両とする場合、リース料金は補助金相当額分の引下げを反映したものにします。			①～⑤は全ての申請者共通 ⑥は、申請者(リースの場合は使用者)が主として自動車を販売する業を営む者(実施細則第5条第3項)に該当する場合のみの申請要件 ⑦は、申請者がリース会社である場合にのみの申請要件

※センターの個人情報保護方針については、センターHP (<http://www.cev-pc.or.jp/privacy.html>)に記載されております。

【センター使用欄】 保有期間	リース期間	センター確認			
----------------	-------	--------	--	--	--

記入例

全部事項証明書に記載されている役員を全て記入して下さい

(様式8)

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
コバヤシ サブ ロウ	小林 三郎	S	30	04	03	M	株式会社虎ノ 門製作所	代表取締役社長
コバヤシ ハコ	小林 花子	S	33	05	17	F	株式会社虎ノ 門製作所	常務取締役
ススキ カズオ	鈴木 和男	S	50	08	17	M	株式会社虎ノ 門製作所	取締役営業本部長
タカ イロウ	田中 一郎	S	40	08	17	M	株式会社虎ノ 門製作所	監査役

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

記入例

下取車入庫証明書

平成 27 年 10 月 8 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

販売会社の社印
(角印等)を捺印

< 車 両 販 売 会 社 >

住所 東京都港区虎ノ門2丁目5番地5号

社印

※社印と責任者印は
両方必要です。

名称

株式会社虎ノ門自動車 北新橋営業所

代表者又は
営業所長名


営業所長 松 たか夫

責任者印 

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の補助金交付申請車両の下取車(車両代金の一部)として、下記車両が入庫されたことを証明します。

記

下 取 車 両 明 細	
車両登録番号又は車両番号	品川 500 さ 9876
型式	E-〇〇〇
年式	平成24年4月
車台番号	〇〇〇-0123456
車名	●●●自動車 ▲▲▲車
使用者	(株)虎ノ門製作所
入庫日	平成 2 7 年 10 月 7 日
下取価格	100,000 円
下取車リサイクル預託金相当額	12,670 円

査定士登録番号	0012345678	査定士確認印
		

査定士の認印
を捺印

< 下取車に関する確認事項 >

上記車両は電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車に該当する。

1. 該当しない。 2. 該当する。 (1又は2に○印)

2.の場合のみ回答 イ 補助金を受領していない。 ロ 補助金を受領している。

(イ～ハに○印) ハ わからない。

以上

記入例

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	型式	単価 (購入費用) (円) (税抜き)	取得年月日	処分制限期 間(年)	保管場所	補助金額 (万円)	備考 (自動車は車両登 録番号)
●●● 自動車 ▲▲▲車 QC付き	ZAA-〇〇〇	2,900,000	H27.10.5	4	東京都港区 虎ノ門1丁目 1番1号	20	品川321む1234

型式を記入

車両登録年月日を記入

自動車検査証の
使用本拠の位置を記入

車両の登録番号を記入

補助金交付申請書
アの購入費用を記入

取得期間等の処分を制限
する期間を記入

補助金額を記入

申請書の車名欄を記入して下さい。

(銘柄ごとの補助金交付上限額(別表1)に記載のメーカー名・車名の通りすべて記入して下さい。)

Ⅱ. 申請者別補助金交付申請手続き

Ⅱ-2. 個人

1. 必要書類一覧

必要書類		詳細説明 参照ページ	書類様式
(1)	補助金交付申請書	Ⅱ-11	様式1 (全2枚)
(2)	申請者の確認書類	Ⅱ-12	—
(3)	申請車両の確認書類	Ⅱ-13	—
(4)	【所有権留保付ローン購入の場合】 申請者が車両の使用者であることの確認書類	Ⅱ-13	—
(5)	車両代金の支払い確認書類	Ⅱ-13	—
(6)	車名および購入価格の確認書類	Ⅱ-14	—
(7)	【下取車がある場合】 下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類	Ⅱ-14	様式4
(8)	補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類	Ⅱ-14	様式 11
(9)	型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類	Ⅱ-14	—

☞センターが様式を指定する書類は、「Ⅳ. 様式集」からコピーするか、センターのホームページからダウンロードしてお使い下さい。

☞添付する複写(コピー)は、片面コピーで、出来るだけA4サイズでお願いします。

☞申請書類の送付は、裏表紙に記載の宛先をお願いします。

2. 必要書類の詳細説明

(1) 補助金交付申請書

- 補助金交付申請書は車両1台につき1セット(全2枚)提出して下さい。 ☞記入例: Ⅱ-16ページ
- 押印箇所は捺印を含め4か所です。全て同じ印鑑でお願いします。

記入項目	留意事項
1. 申請者に関する事項	・捺印は認印で結構です。
2. 車両に関する事項	・自動車検査証又は標識交付証明書等に記載されている通りに記入下さい。

3. 補助金額に関する事項	<p>・下記事項に注意して記入して下さい。</p> <p>ア 購入費用・・・支払証憑等で金額が確認できること イ 基準額・・・「銘柄ごとの補助金交付上限額」から転記 ウ 補助対象経費・・・補助金交付の対象となる基礎的な経費(ア-イ) エ 補助率・・・「銘柄ごとの補助金交付上限額」から転記 オ 補助金の試算額・・・ウ×エ(1万円未満切捨てた金額を記入) カ 補助金上限額・・・「銘柄ごとの補助金交付上限額」から転記 キ 補助金額・・・オ又はカの低い方の金額を記入</p> <p>☞補助金額の試算例がI-5ページにあります。</p>
4. J-クレジット制度への参加	<p>・申請車両が電気自動車(除く、型式が「不明」となっている車種および原付自動車)はすべて参加していただきます。</p> <p>これに該当する場合は、(1)の欄の「はい」に○印をして下さい。</p> <p>※プラグインハイブリッド自動車(トヨタ・プリウスPHV、三菱・アウトランダーPHEV、ホンダ・アコード、BMW・i3 プラグインハイブリッド等)の場合は、参加の必要はありません。</p> <p>☞J-クレジット制度の詳細はI-4ページ、注2参照</p>
5. 販売会社に関する事項	<p>・車両を購入する販売会社名の正式名称を正確に記入して下さい。</p>
6. 申請者の連絡先に関する事項	<p>・車両購入者の連絡先を正確に記入して下さい。</p>
【申請内容確認欄】	<p>・申請書の1枚目と2枚目がバラバラになった場合の確認のために記入下さい</p>
7. リース契約に関する事項	<p>・記入不要です。</p>
8. 利益等排除に関する事項	<p>・記入不要です。</p>
9. 利用形態に係る確認	<p>・利用形態の分析等に利用しますので、(2)の欄のア、イのいずれかに○をお願いします。</p>
10. 振込先	<p>・口座名義は、申請者名義の口座として下さい。フリガナも必ず記入して下さい。</p> <p>(「1.申請者に関する事項」の「(2)氏名又は名称」に記されたものと同一の名義) 家族等の口座には振り込めません。</p> <p>個人事業者で口座名義に屋号が付く場合には別途証明書が必要な場合があります。</p> <p>・記載ミスにより振込みができないケースが多々ありますので、口座名義、口座番号、預金種目を確認できる通帳のコピーを添付してください。</p>
11. 申請要件等の確認	<p>・確認すべき申請要件について、確認し押印をお願いします。</p> <p>印鑑は交付申請書1枚目に押印した印鑑をお願いします。</p> <p>【個人が申請する場合に確認すべき要件】</p> <p>①～⑤は必ず確認して下さい。(⑥、⑦は、確認の対象外です)</p>

(2) 申請者を確認する書類

- 申請者の氏名、現住所が確認できる公的なもので下記のいずれか1つ。複写したもので可。
- 運転免許証(両面を1枚に複写) ※有効期限内のもの
 - 健康保険証 ※有効期限内のもの
 - 住民票の写し ※発行後3ヶ月以内のもの
 - 印鑑登録証明書の写し ※発行後3ヶ月以内のもの

☆(注意) 申請者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。

☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、I-11ページ(添付5)参照

(3) 申請車両を確認する書類

➤ 申請車両が確認できる下記書類のいずれか1つ。複写したもので可。

● 自動車検査証 ※運輸支局長印のあるもの。「登録事項等通知書」は無効

● 標識交付証明書

但し、原動機付自転車で、標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控又は標識届出証明が必要です。

➤ 上記書類における「所有者」名と「使用者」名は、申請者名(申請書の1-(2)氏名又は名称)と同一であることが必要です。(除く、所有権留保付ローン購入の場合)

☆(注意) 所有権留保付ローン購入の場合は、「所有者」名が販売会社又はファイナンス会社でも可としますが、この場合は、(4)にある申請者が「使用者」であることの確認書類が必要です。

✓所有者が販売会社又はファイナンス会社で良いのは所有権留保付ローン購入の場合のみです。

➤ 個人事業者名での車両購入で所有者又は使用者が屋号の場合には、別途、証明書が必要です。

(4) (所有権留保付ローン購入の場合)申請者が車両の使用者であることを確認する書類

➤ 所有権留保付ローン購入であるため、申請者が申請車両の「所有者」となっていない場合には、申請者が車両の「使用者」であることを確認する下記のいずれかの書類の提出が必要です。複写したもので可。

● 保管場所標章番号通知書

● 使用者が契約者となっている任意自動車保険契約書(自賠責保険は不可)

(5) 車両代金の支払いを確認する書類

➤ 車両代金の全額分の支払いが確認できる支払証憑。複写したもので可。

【支払証憑の例】

● 申請者宛ての領収証

● (銀行振込み等で領収証が無い場合) 銀行発行の振込み証明書(振込金受取書等)

● (所有権留保付ローン購入の場合) 車両販売会社からクレジット会社宛ての領収証
但し、併記等により申請者の氏名が明記されていることが必要です。

☆(注意)

・ 車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証の複写を提出して下さい。

提出された領収証の領収金額の合計が、実際に支払った車両代金の全額分に満たないものであっても、その領収金額の合計を車両代金とみなします。

・ 銀行で、振込手数料分を引いた金額を振込んだ場合で、領収証の領収金額に振込手数料分を除いた金額が記載されている場合も、その金額を車両代金とみなします。

・ 入金証明書の類は領収証として扱えません。

(6) **車名および購入価格の確認書類**

- 車名及び購入価格が明示されている書類。複写したもので可。
(車両購入の注文書、請求書、契約書等)
支払証憑に車名及び購入価格が明示されていない場合が多いので、確認のために提出して下さい。

(7) **【下取車がある場合】下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類**

- 下取車の下取代金を車両代金の一部に充当した場合は、車両販売会社が記入した「下取車入庫証明書」(様式4)を提出して下さい。

☆(注意)

- ・「下取車入庫証明書」(様式4)には、査定士が適正な下取価格であることを認める印を押印して下さい。
- ・内訳明細書(契約書、注文書、請求書)等に当該下取車の明細が記載してあること。

(8) **補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類**

- センターが指定する「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」(様式 11)を提出して下さい。
補助金を受けた車両は、3年ないし4年の保有義務期間(処分制限期間)があり、その間は、当書類を備え付け、管理しなければなりません。

☞ 記入例: II-19ページ

☞ 処分制限期間は I -10ページ参照

(9) **型式が「不明」な車両の仕様確認書類**

- 申請車両の型式が「不明」となっている車両の場合、その仕様が事前に承認を受けている補助対象車両と同一であることを証するメーカー又はメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書が必要です。

✎書類提出にあたり、以下の点をもう一度確認下さい✎

☆ 書類に不備がある場合は申請受付とはなりません。

車両1台につき1セット(全2枚)の申請書になっていますか？

提出期限には間に合っていますか？

【提出期限】初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日)(消印有効)

例外的に、初度登録(届出)の翌々月の末日まで(消印有効)

☞提出期限はI-2 ページ参照

申請書に、必要事項が、もれなく記入されていますか？

もう一度、記入例と照合して下さい。

申請書の補助金振込口座名義のフリガナは合っていますか？

記載ミスにより振込みができないケースが多くあります。

必要書類は全て整っていますか？

添付する複写(コピー)は、片面コピーで、出来るだけA4 サイズでお願いします。

申請者の名前と以下の書類等に記載された名前は、全て一致していますか？

①申請書の補助金振込口座名義

②自動車検査証又は標識交付証明書の所有者

(所有権留保付ローン購入の場合は使用者のみが申請者と一致)

③領収証の宛名

自動車検査証又は標識交付証明書の所有者と使用者は一致していますか？

一致していないことが認められるのは、所有権留保付ローン購入の場合だけです。

この場合は、「所有者」は販売会社又はファイナンス会社、「使用者」は申請者。

申請する補助対象車両の保有義務期間(処分制限期間)を確認しましたか？

申請者が反社会的勢力及びそれに準ずる者でないことを「暴力団排除に関する誓約」に基づいて確認しましたか？

☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、I-11ページ(添付5)参照

記入例

メーカー●●●自動車の車名▲▲▲車QC付き(定価300万円<消費税抜き>)を
290万<消費税抜き>で購入した場合
<基準額:260万円 補助率:2/3 補助金上限額:26万円>

全2枚中の1枚目

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付申請書

発送日
を記入

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

申請日 平成 27 年 10 月 8 日

私(申請者)は、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程第6条第1項の規定に基づき、以下の通り申請いたします。

1. 申請者に関する事項

(1)住所	〒 105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目2番5号		
(2)氏名又は名称	氏名(法人等の場合は名称) 桜 次郎	フリガナ サクラ ジロウ	印 捺 印
(3)代表者名 (法人の場合のみ記入)	役職	代表者名 フリガナ	
(4)申請者の分類	ア. 地方公共団体 <input type="radio"/> イ. 個人 <input checked="" type="radio"/> ウ. 法人(リース会社を除く) <input type="radio"/> エ. リース会社 <input type="radio"/> ※該当するものに○		

2. 車両に関する事項

(1)車両の種類	ア. 電気自動車(含む燃料電池自動車) <input checked="" type="radio"/> イ. プラグインハイブリッド自動車 <input type="radio"/> ウ. クリーンディーゼル自動車 <input type="radio"/> ※該当するものに○		
(2)自動車登録番号又は車両番号	(例)品川012あ3456 品川321む1234	(3)登録年月日/交付年月日	平成 27 年 10 月 5 日
(4)車名等	メーカー名 ●●●自動車	車名・グレード ▲▲▲車QC付き	型式 ZAA-000 車台番号 000-7654321

3. 補助金額に関する事項

(1)補助対象経費	ア. 購入費用(諸費用、消費税を除く) 2,900,000 円 - イ. 基準額 2,600,000 円	
	= ウ. 補助対象経費 300,000 円 ※イ. エはセンターHP又はディーラー等に確認の上、ご記入ください。	
(2)補助金試算額	(1)ウ. 補助対象経費 × エ. 補助率 2 / 3 = オ. 200,000	
(3)補助上限額	カ. 260,000 円 ※センターHP又はディーラー等に確認の上、ご記入ください	
(4)補助金申請額	キ. 200,000 円 ※オ又はカの低い方を記入	交付決定額

ア...諸費用、消費税を除いた車両価格<内訳明細表等で金額が確認が出来ること>
イ...銘柄ごとの補助金交付上限額の一覧表から転記
ウ...アイ
エ...銘柄ごとの補助金交付上限額の一覧表から転記
オ...ウ×エ(1万円未満切捨てた金額を記入)
カ...銘柄ごとの交付上限額の一覧表から転記
キ...オ又はカの低い方の金額を記入
<別表1>銘柄ごとの補助金上限額の一覧をご確認の車名、基準額等をご記入下さい。

4. J-クレジット事業への参加(個人が購入する電気自動車はJ-クレジット事業への参加が義務付けられています)

(1)申請者が個人であり、かつ、車両が型式指定を受けた電気自動車に該当しますか。	<input checked="" type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ
(2) (1)が「はい」の場合、次のア又はイのいずれかのJ-クレジット事業への参加を選択ください。	<input checked="" type="radio"/> ア ・ <input type="radio"/> イ
ア. 私(申請者)は、センター指定のJ-クレジット事業実施団体にセンターから私の個人情報を提供することにより入会し、J-クレジット事業に参加します。 イ. 私は、自らJ-クレジット事業を実施、又は他のJ-クレジット事業実施団体に入会することによりJ-クレジット事業に参加します。 事業名: ()	

5. 販売会社に関する事項(審査の過程で確認事項が発生する場合があるため正確に記入ください)

(1)社名	株式会社虎ノ門自動車	所在地	東京都港区虎ノ門〇丁目〇番〇号
(2)連絡先等	TEL (03 - 5678 - 1234) FAX (03 - 5678 - 1235) 担当者名 (虎ノ門 花子)		

6. 申請者の連絡先に関する事項(審査の過程で確認事項が発生する場合があるため正確に記入ください)

(1)担当者名	氏名 申請者本人	フリガナ	※申請者が個人の場合「申請者本人」と記載
(2)所属部署	※申請者が個人の場合入不要		
(3)TEL・FAX	TEL (03 - 1234 - 5678) FAX (03 - 1234 - 5679) ※日中連絡できるTEL番号を記入		

誤記修正時に必要です。
必ず押印して下さい。
1枚目と同じ印でお願いします。

捨
印

*一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金は、経済産業省が定めたクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を交付するものです。

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付申請書

全2枚中の2枚目

誤記修正時に必要です。必ず押印して下さい。1枚目と同じ印でお願いします。



【申請内容確認欄】 ※申請書1枚目からのつづきであることの確認		
(1) 申請者氏名又は名称	桜 次郎	※1枚目の1. (2)と同一
(2) 自動車登録番号又は車両番号	品川321む1234	※1枚目の2. (2)と同一

7. リース契約に関する事項(申請者がリース会社である場合に記入)

(1) 使用・賃借者名	使用者名 フリガナ	※自動車検査証の使用 者名義と一致のこと		
(2) 使用・賃借者住所	〒 □□□-□□□□	都道 府県	※法人の場合は 使用者の本社の 住所を記入	
(3) 連絡先等	TEL (- -)	FAX (- -)	所属・担当者 ()	※日中連絡で きるTEL番号 を記入

8. 利益等排除に関する事項(申請者が法人及びリース会社である場合に記入)

申請者(リース車両の場合は使用・賃借者)と申請車両の製造会社との資本関係(以下の該当するものに○)
 ア. 申請者自身が補助金申請車両の製造会社である(自社製品を申請)。
 イ. 100%同一資本の会社である
 ウ. 関係会社(資本関係があるが100%未満)である (補助金申請車両製造会社の資本比率 _____ %)
 エ. 資本関係はない

※資本関係のある会社が製造した車両を購入し補助金交付申請をする場合には、利益等排除の対象となり、一定の基準に従って、補助金申請額から減額した上で補助金額を決定いたします。

9. 利用形態に係る確認

(1) 地方公共団体・法人の場合	該当に○	ア. 配送	イ. 営業・連絡	ウ. レンタカー	エ. 送迎
(2) 個人の場合	該当に○	ア. 業務用(個人事業用)	イ. 業務用以外(通勤・レジャー等)		

10. 補助金振込先 (口部分は該当するものに×を記入)

(1) フリガナ	サクラ シロウ				※記載内容に誤りがあると、補助金が支払えなくなる場合がありますので通帳を見ながら正確に記入して下さい。						
口座名義	桜 次郎										
(2) 金融機関名と店名	名称	平成	銀行コード	店名	虎ノ門	支店コード					
	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組 (その他)		9 9 9 9	<input checked="" type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所		8 8 8					
(3) 口座番号	預金種目					口座番号(右詰で記入)					
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通・総合 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他					1	2	3	4	5	6

11. 申請要件等の確認

以下の内容に間違いありません。	必ず要件を確認し押印をお願いします。		注1 申請書と同じ捺印
			①～⑤は全ての申請者共通 ⑥は、申請者(リースの場合は使用者)が主として自動車を販売する業を営む者(実施細則第5条第3項)に該当する場合のみの申請要件 ⑦は、申請者がリース会社である場合にのみの申請要件
①申請車両は、本補助金以外に国からの補助金(センターが認める補助金は除く)を申請又は受領していません。 ②私は、センターから求められた場合は、走行データ機材の搭載及び国・センター等へのデータ提供を了承します。 ③申請車両は、展示車、試乗車等の販売促進活動の目的で使用するものではありません。 ④私は、反社会的勢力の団体に属していません。 ⑤私は、本申請によりセンターが入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。(使用例:申請内容の問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び補助金の振込、車両保有状況に係る調査等) ⑥私は、過去1年以内に補助金の申請車両と同種の車両を販売しておらず、また、今後1年以内に販売しません。 ⑦申請車両をリース車両とする場合、リース料金は補助金相当額分の引下げを反映したものにします。			

※センターの個人情報保護方針については、センターHP(<http://www.cev-pc.or.jp/privacy.html>)に記載されております。

【センター使用欄】 保有期間	リース期間	センター 確認			
----------------	-------	------------	--	--	--

記入例

下取車入庫証明書

平成 27 年 10 月 8 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

販売会社の社印
(角印等)を捺印

< 車 両 販 売 会 社 >

住所 東京都港区虎ノ門2丁目5番地5号

社印

※社印と責任者印は
両方必要です。

名称

株式会社虎ノ門自動車 北新橋営業所

代表者又は
営業所長名

営業所長 松 たか夫

責任者印

松

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の補助金交付申請車両の下取車(車両代金の一部)として、下記車両が入庫されたことを証明します。

記

下 取 車 両 明 細	
車両登録番号又は車両番号	品川 500 さ 6875
型式	E-〇〇〇
年式	平成24年4月
車台番号	〇〇〇-0123876
車名	●●●自動車 ▲▲▲車
使用者	桜 次郎
入庫日	平成 2 7 年 10 月 7 日
下取価格	100,000 円
下取車リサイクル預託金相当額	12,670 円

査定士登録番号	0012345678	査定士確認印
		査定士の認印 を捺印
		認印

< 下取車に関する確認事項 >

上記車両は電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車に該当する。

1. 該当しない。 2. 該当する。 (1又は2に○印)

2.の場合のみ回答 イ 補助金を受領していない。 ロ 補助金を受領している。

(イ～ハに○印) ハ わからない。

以上

記入例

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	型式	単価 (購入費用) (円) (税抜き)	取得年月日	処分制限期 間(年)	保管場所	補助金額 (万円)	備考 (自動車は車両登 録番号)
●●● 自動車 ▲▲▲車 QC付き	ZAA-〇〇〇	2,900,000	H27.10.5	4	東京都港区 虎ノ門2丁目2 番5号	20	品川321む1234

型式を記入

車両登録年月日を記入

自動車検査証の
使用本拠の位置を記入

車両の登録番号を記入

補助金交付申請書
アの購入費用を記入

取得期間等の処分を制限
する期間を記入

補助金額を記入

申請書の車名欄を記入して下さい。

(銘柄ごとの補助金交付上限額(別表1)に記載のメーカー名・車名の通りすべて記入して下さい。)

Ⅱ. 申請者別補助金交付申請手続き

Ⅱ-3. リース会社

- リース車両の交付申請は、リース会社より提出いただき、補助金もリース会社に交付されます。但し、補助金の主旨が、クリーンエネルギー自動車の購入経費の一部を補助することですので、補助金相当額は車両のリース料金を支払う使用者の月々のリース料金に還元されることが条件です。
- 補助金を受けた車両の処分制限期間内の保有義務はリース会社にあります。リース契約期間は原則、処分制限期間以上でお願いしますが、それ未満の場合は、リース会社が処分制限期間に達するまで保有しなければなりません。

1. 必要書類一覧

必要書類		詳細説明 参照ページ	書類様式
(1)	補助金交付申請書	Ⅱ-20	様式1 (全2枚)
(2)	申請者及び使用者の確認書類	Ⅱ-22	様式8
(3)	申請車両の確認書類	Ⅱ-23	—
(4)	車両代金の支払い確認書類	Ⅱ-23	—
(5)	車名および購入価格の確認書類	Ⅱ-23	—
(6)	【下取車がある場合】 下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類	Ⅱ-23	様式4
(7)	補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類	Ⅱ-23	様式11
(8)	リース契約の確認書類	Ⅱ-24	—
(9)	リース料金の確認書類	Ⅱ-24	様式3
(10)	型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類	Ⅱ-24	—

- ☞ センターが様式を指定する書類は、「Ⅳ. 様式集」からコピーするか、センターのホームページからダウンロードしてお使い下さい。
- ☞ 添付する複写(コピー)は、片面コピーで、出来るだけA4サイズでお願いします。
- ☞ 申請書類の送付は、裏表紙に記載の宛先をお願いします。

2. 必要書類の詳細説明

(1) 補助金交付申請書

- 補助金交付申請書は車両1台につき1セット(全2枚)提出して下さい。 ☞ 記入例: Ⅱ-26
- 押印箇所は捨印を含め4か所です。全て同じ印鑑でお願いします。

記入項目	留意事項						
1. 申請者に関する事項	<p>・申請者は、リース会社です。</p> <p>・捺印は公印をお願いします。</p> <p>・「代表者」は代表権をお持ちの方の名前でお願いします。</p> <p>☆(注意) 支店等が申請する場合は、支店が登記されていること、支店等の代表者が代表権を持っていることが必要です。支店等の代表者が代表権を持っていない場合は、代表権者から申請者への委任状(様式は自由)を添付して下さい。</p> <p>☞委任状記載事項</p> <table border="1" data-bbox="587 474 1437 629"> <tr> <td data-bbox="587 474 759 555">委任事項</td> <td data-bbox="759 474 1437 555">クリーンエネルギー自動車等導入対策費補助金に関連する一切の事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 555 759 593">委任者</td> <td data-bbox="759 555 1437 593">住所、氏名、Ⓜ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 593 759 629">代理人</td> <td data-bbox="759 593 1437 629">住所、氏名、Ⓜ</td> </tr> </table>	委任事項	クリーンエネルギー自動車等導入対策費補助金に関連する一切の事項	委任者	住所、氏名、Ⓜ	代理人	住所、氏名、Ⓜ
委任事項	クリーンエネルギー自動車等導入対策費補助金に関連する一切の事項						
委任者	住所、氏名、Ⓜ						
代理人	住所、氏名、Ⓜ						
2. 車両に関する事項	<p>・自動車検査証又は標識交付証明書等に記載されている通りに記入下さい。</p>						
3. 補助金額に関する事項	<p>・下記事項に注意して記入して下さい。</p> <p>ア 購入費用・・・支払証憑等で金額が確認できること</p> <p>イ 基準額・・・「銘柄ごとの補助金交付上限額」から転記</p> <p>ウ 補助対象経費・・・補助金交付の対象となる基礎的な経費(ア-イ)</p> <p>エ 補助率・・・「銘柄ごとの補助金交付上限額」から転記</p> <p>オ 補助金の試算額・・・ウ×エ(1万円未満切捨てた金額を記入)</p> <p>カ 補助金上限額・・・「銘柄ごとの補助金交付上限額」から転記</p> <p>キ 補助金額・・・オ又はカの低い方の金額を記入</p> <p>☞補助金額の試算例がI-5ページにあります。</p>						
4. J-クレジット制度への参加	<p>・リース会社は対象外です。(1)の欄の「いいえ」に○印をして下さい。</p>						
5. 販売会社に関する事項	<p>・車両を購入する販売会社名の正式名称を正確に記入して下さい。</p>						
6. 申請者の連絡先に関する事項	<p>・リース会社の連絡先を正確に記入して下さい。</p>						
【申請内容確認欄】	<p>・申請書の1枚目と2枚目がバラバラになった場合の確認のために記入下さい。</p>						
7. リース契約に関する事項	<p>・リース車両の使用者が法人の場合は、「(2)使用・賃借者住所」は、使用者となる法人の本社の住所を記入して下さい。</p>						
8. 利益等排除に関する事項	<p>・リース車両の使用者が法人の場合についてのみ、使用者となる法人とリース車両の製造メーカーとの資本関係の有無を確認します。</p> <p>関係会社に該当する場合(申請書のウに該当)は、出資比率を記入して下さい。また、その出資比率を確認できる書類を添付して下さい。</p> <p>☞利益等排除に関する詳細は、I-8ページ(添付2)参照</p>						
9. 利用形態に係る確認	<p>・利用形態の分析等に利用しますので、記入をお願いします。</p> <p>リース車両の使用者が地方公共団体・法人の場合は、(1)の欄で選択</p> <p>リース車両の使用者が個人の場合は、(2)の欄で選択</p>						

10.振込先	<ul style="list-style-type: none"> ・口座名義は、申請者(リース会社)名義の口座として下さい。フリガナも必ず記入して下さい。 (「1.申請者に関する事項」の「(2)氏名又は名称」に記されたものと同一の名義)代表者等の個人名の口座には振り込めません。 ・記載ミスにより振込みができないケースが多くありますので、口座名義、口座番号、預金種目を確認できる通帳のコピーを添付してください。
11. 申請要件等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・確認すべき申請要件について、確認し押印をお願いします。印鑑は交付申請書1枚目に押印した印鑑をお願いします。 【リース会社が申請する場合に確認すべき要件】 ①～⑤および⑦は必ず確認して下さい。 ⑥はリース車両の使用者が自動車販売業者の場合のみ確認対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ☞ 自動車販売業者の定義は、I-4ページの注1)参照

(2) 申請者及び使用者の確認書類

➤ 申請者及び使用者が確認できる下記書類が必要です。

申請者・使用者の種別		必要な書類
申請者	リース会社	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 申請者の名称およびリース事業を行っていることが確認できる下記書類。発行後3ヶ月以内のもの。複写したもので可。 <ul style="list-style-type: none"> ● 商業登記簿の全部事項証明書 (履歴事項証明書又は現在事項証明書)の写し ➤ センターが指定する様式(様式8)の役員名簿 ☆ (注意) 補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。 <ul style="list-style-type: none"> ☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、I-11ページ(添付5)参照 ☆ (注意) 転リースの場合は、中間リース会社も同様の書類を提出して下さい。
使用者	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 書類は必要なし
	その他の法人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 使用者が確認できる下記書類。発行後3ヶ月以内のもの。複写したもので可。 <ul style="list-style-type: none"> ● 商業登記簿の全部事項証明書 (履歴事項証明書又は現在事項証明書)の写し ➤ センターが指定する様式(様式8)の役員名簿 ☆ (注意) 補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。 <ul style="list-style-type: none"> ☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、I-11ページ(添付5)参照
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 使用者の氏名、現住所が確認できる公的なもので下記のいずれか1つ。複写したもので可。 <ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証(両面を1枚に複写) ※有効期限内のもの ● 健康保険証 ※有効期限内のもの ● 住民票の写し ※発行後3ヶ月以内のもの ● 印鑑登録証明書の写し ※発行後3ヶ月以内のもの ☆ (注意) 補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。 <ul style="list-style-type: none"> ☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、I-11ページ(添付5)参照

(3) 申請車両を確認する書類

- 申請車両が確認できる下記書類のいずれか1つ。複写したもので可。
 - 自動車検査証 ※運輸支局長印のあるもの。「登録事項等通知書」は無効
 - 標識交付証明書
但し、原動機付自転車で、標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控又は標識届出証明が必要です。
- 車両の「所有者」は、リース会社であることが必要です。

(4) 車両代金の支払いを確認する書類

- 車両代金の全額分の支払いが確認できる支払証憑。複写したもので可。
【支払証憑の例】
 - 申請者(リース会社)宛ての領収証
 - (銀行振込み等で領収証が無い場合) 銀行発行の振込み証明書(振込金受取書等)

☆(注意)

- ・ 車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証の複写を提出して下さい。
提出された領収証の領収金額の合計が、実際に支払った車両代金の全額分に満たないものであっても、その領収金額の合計を車両代金とみなします。
- ・ 銀行で、振込手数料分を引いた金額を振込んだ場合で、領収証の領収金額に振込手数料分を除いた金額が記載されている場合も、その金額を車両代金とみなします。
- ・ 入金証明書の類は領収証として扱えません。

(5) 車名および購入価格の確認書類

- 車名及び購入価格が明示されている書類。複写したもので可。
(車両購入の注文書、請求書、契約書等)
支払証憑に車名及び購入価格が明示されていない場合が多いので、確認のために提出して下さい。

(6) 【下取車がある場合】下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類

- 下取車の下取代金を車両代金の一部に充当した場合は、車両販売会社が記入した「下取車入庫証明書」(様式4)を提出して下さい。

☆(注意)

- ・ 「下取車入庫証明書」(様式4)には、査定士が適正な下取価格であることを認める印を押印して下さい。
- ・ 内訳明細書(契約書、注文書、請求書)等に当該下取車の明細が記載してあること。

(7) 補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類

- センターが指定する「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」(様式11)を提出して下さい。
補助金を受けた車両は、3年ないし4年の保有義務期間(処分制限期間)があり、その間は、当書類を備え付け、管理しなければなりません。

☞ 記入例: II-31ページ

☞ 処分制限期間は I-10ページ参照

(8) リース契約の確認書類

- リース契約書(賃貸借契約書)の複写を提出して下さい。

【提出書類の条件】

- ・リース契約成立後の契約書であること。
- ・リース期間、リース料金、車両(登録番号、車台番号等)が記載されていること。

☆(注意) 転リースの場合は中間リース会社のリース契約書(賃貸借契約書)の複写も必要です。

(9) リース料金の確認書類

- センターが指定する「貸与料金の算定根拠明細書」(様式3)を提出して下さい。

☆(注意) 「貸与料金の算定根拠明細書」(様式3)の記載内容の要件

- ・月々のリース料金(消費税抜き)に補助金相当額が還元されていること。
- ・リース料金総額から計算した差額と月額リース料金から計算した差額が同額となること。
(補助金相当額を全額一括して貸与先(使用者)に還元しないこと)
- ・リース契約期間は、原則、処分制限期間以上であること。

リース契約期間が処分制限期間未満の場合は、リース会社が 処分制限期間に達するまで保有しなければなりません。その旨を「貸与料金の算定根拠明細書」の誓約欄に記入捺印の上、提出して下さい。

☆(注意) 転リースの場合には、中間リース会社作成の「貸与料金の算定根拠明細書」(様式3)も提出して下さい。

(10) 型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類

- 申請車両の型式が「不明」となっている車両の場合、その仕様が事前に承認を受けている補助対象車両と同一であることを証するメーカー又はメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書が必要です。

📄書類提出にあたり、以下の点をもう一度確認下さい📄

☆ 書類に不備がある場合は申請受付とはなりません。

車両1台につき1セット(全2枚)の申請書になっていますか？

提出期限には間に合っていますか？

【提出期限】初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日)(消印有効)

例外的に、初度登録(届出)の翌々月の末日まで(消印有効)

👉提出期限は I -2 ページ参照

申請書に、必要事項が、もれなく記入されていますか？

もう一度、記入例と照合して下さい。

申請書の補助金振込口座名義のフリガナは合っていますか？

記載ミスにより振込みができないケースが多くあります。

必要書類は全て整っていますか？

添付する複写(コピー)は、片面コピーで、出来るだけA4 サイズでお願いします。

申請者の名前と以下の書類等に記載された名前は、全て一致していますか？

①申請書の補助金振込口座名義

②自動車検査証又は標識交付証明書の所有者

③領収証の宛名

申請する補助対象車両の保有義務期間(処分制限期間)を確認しましたか？

申請者が反社会的勢力及びそれに準ずる者でないことを「暴力団排除に関する誓約」に基づいて確認しましたか？

👉 「暴力団排除に関する誓約」は、I -10ページ(添付5)参照

記入例

メーカー●●●自動車の名車▲▲▲車QC付き(定価300万円<消費税抜き>)を
290万<消費税抜き>で購入した場合
<基準額:260万円 補助率:2/3 補助金上限額:26万円>

全2枚中の1枚目

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付申請書

発送日
を記入

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

申請日 平成 27 年 10 月 8 日

私(申請者)は、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程第6条第1項の規定に基づき、以下の通り申請いたします。

1. 申請者に関する事項

Table with 4 rows: (1)住所, (2)氏名又は名称, (3)代表者名, (4)申請者の分類. Includes address details for Tokyo and company information for Toranomon Rises Co., Ltd.

2. 車両に関する事項

Table with 4 rows: (1)車両の種類, (2)自動車登録番号又は車両番号, (3)登録年月日/交付年月日, (4)車名等. Includes vehicle registration number and model details.

3. 補助金額に関する事項

Table with 4 rows: (1)補助対象経費, (2)補助金試算額, (3)補助上限額, (4)補助金申請額. Includes calculations for subsidy amount based on purchase price and rate.

ア...諸費用、消費税を除いた車両価格<内訳明細表等で金額が確認が出来ること>
イ...銘柄ごとの補助金交付上限額の一覧表から転記
ウ...アイ
エ...銘柄ごとの補助金交付上限額の一覧表から転記
オ...ウ×エ(1万円未満切捨てた金額を記入)
カ...銘柄ごとの交付上限額の一覧表から転記
キ...オ又はカの低い方の金額を記入
<別表1>銘柄ごとの補助金上限額の一覧をご確認の車名、基準額等をご記入下さい。

4. J-クレジット事業への参加(個人が購入する電気自動車はJ-クレジット事業への参加が義務付けられています)

Table with 2 rows: (1)申請者が個人であり、かつ、車両が型式指定を受けた電気自動車に該当しますか。 (2) (1)が「はい」の場合、次のア又はイのいずれかのJ-クレジット事業への参加を選択ください。

5. 販売会社に関する事項(審査の過程で確認事項が発生する場合があるため正確に記入ください)

Table with 2 rows: (1)社名, (2)連絡先等. Includes company name Toranomon Rises and contact information.

6. 申請者の連絡先に関する事項(審査の過程で確認事項が発生する場合があるため正確に記入ください)

Table with 3 rows: (1)担当者名, (2)所属部署, (3)TEL・FAX. Includes contact details for Toranomon Rises.

誤記修正時に必要です。必ず押印して下さい。1枚目と同じ印でお願いします。

*一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金は、経済産業省が定めたクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を交付するものです。

捨
印

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付申請書

2枚中の2枚目
誤記修正時に必要です。
必ず押印して下さい。
1枚目と同じ印でお願いします。



【申請内容確認欄】 ※申請書1枚目からのつづきであることの確認		
(1) 申請者氏名又は名称	虎ノ門リース株式会社	※1枚目の1. (2)と同一
(2) 自動車登録番号又は車両番号	品川321む1234	※1枚目の2. (2)と同一

7. リース契約に関する事項(申請者がリース会社である場合に記入)

(1) 使用・賃借者名	使用者名 桜電気株式会社	フリガナ サクラデンキ(カ)	※自動車検査証の使用 者名義と一致のこと
(2) 使用・賃借者住所	〒 105-0012 東京 都道府県	港区芝大門1丁目1番30号	※法人の場合は 使用者の本社の 住所を記入
(3) 連絡先等	TEL (03 - 1234 - 5678)	FAX (03 - 1234 - 5679)	所属・担当者 (総務部 梅 咲男)
			※日中連絡で きるTEL番号 を記入

8. 利益等排除に関する事項(申請者が法人及びリース会社である場合に記入)

申請者(リース車両の場合は使用・賃借者)と申請車両の製造会社との資本関係(以下の該当するものに○)
 ア. 申請者自身が補助金申請車両の製造会社である(自社製品を申請)。
 イ. 100%同一資本の会社である
 ウ. 関係会社(資本関係があるが100%未満)である(補助金申請車両製造会社の資本比率 _____%)
 エ. 資本関係はない

※資本関係のある会社が製造した車両を購入し補助金交付申請をする場合には、利益等排除の対象となり、一定の基準に従って、補助金申請額から減額した上で補助金額を決定いたします。

9. 利用形態に係る確認

(1) 地方公共団体・法人の場合	該当に○	ア. 配送	イ. 営業・連絡	ウ. レンタカー	エ. 送迎
(2) 個人の場合	該当に○	ア. 業務用(個人事業用)	イ. 業務用以外(通勤・レジャー等)		

10. 補助金振込先 (口部分は該当するものに×を記入)

(1) フリガナ	トラノモンリース(カ)				※記載内容に誤りがあると、補助金が支払えなくなる場合がありますので通帳を見ながら正確に記入して下さい。
口座名義	虎ノ門リース株式会社				
(2) 金融機関名と店名	名称 平成	銀行コード	店名 虎ノ門	支店コード	
	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組 (その他)	9999	<input checked="" type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所	888	
(3) 口座番号	預金種目		口座番号(右詰で記入)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通・総合 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他		1	2	3 4 5 6

11. 申請要件等の確認

以下の内容に間違いありません。	必ず要件を確認し押印をお願いします。	印 捺 印	注1 申請書と同じ捺印 ①～⑤は全ての申請者共通 ⑥は、申請者(リースの場合は使用者)が主として自動車を販売する業を営む者(実施細則第5条第3項)に該当する場合のみの申請要件 ⑦は、申請者がリース会社である場合にのみの申請要件
①申請車両は、本補助金以外に国からの補助金(センターが認める補助金は除く)を申請又は受領していません。 ②私は、センターから求められた場合は、走行データ機材の搭載及び国・センター等へのデータ提供を了承します。 ③申請車両は、展示車、試乗車等の販売促進活動の目的で使用するものではありません。 ④私は、反社会的勢力の団体に属していません。 ⑤私は、本申請によりセンターが入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。 (使用例: 申請内容の問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び補助金の振込、車両保有状況に係る調査等) ⑥私は、過去1年以内に補助金の申請車両と同種の車両を販売しておらず、また、今後1年以内に販売しません。 ⑦申請車両をリース車両とする場合、リース料金は補助金相当額分の引下げを反映したものにします。			

※センターの個人情報保護方針については、センターHP(<http://www.cev-pc.or.jp/privacy.html>)に記載されております。

【センター使用欄】 保有期間	リース期間	センター確認			
----------------	-------	--------	--	--	--

記入例

全部事項証明書に記載されている役員を全て記入して下さい

(様式8)

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
タケノブオ	竹 伸男	S	30	04	03	M	虎ノ門リース株式会社	代表取締役社長
コバヤシカズオ	小林 一雄	S	33	05	17	M	虎ノ門リース株式会社	常務取締役
タカマサオ	田中 正夫	S	50	08	17	M	虎ノ門リース株式会社	取締役営業本部長
カシマガセキシンヤ	霞ヶ関 慎也	S	33	05	17	M	虎ノ門リース株式会社	監査役
カミヤゴロウ	神谷 五郎	S	40	12	17	M	桜ファイナンス株式会社	監査役

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

記入例

全部事項証明書に記載されている役員を全て記入して下さい

(様式8)

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
ヒビヤ ヨリコ	日比谷 依子	S	30	04	03	F	桜電気株式会社	代表取締役
ウメ サクオ	梅 咲男	S	33	05	17	M	桜電気株式会社	取締役
ススキ カズオ	鈴木 和男	S	50	08	17	M	桜電気株式会社	監査役

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

記入例

下取車入庫証明書

平成 27 年 10 月 8 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

販売会社の社印
(角印等)を捺印

< 車 両 販 売 会 社 >

住所 東京都港区虎ノ門2丁目5番地5号

社印

※社印と責任者印は
両方必要です。

名称

株式会社虎ノ門自動車 北新橋営業所

代表者又は
営業所長名

営業所長 松 たか夫

責任者印 松

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の補助金交付申請車両の下取車(車両代金の一部)として、下記車両が入庫されたことを証明します。

記

下 取 車 両 明 細	
車両登録番号又は車両番号	品川 500 さ 9888
型式	E-〇〇〇
年式	平成24年4月
車台番号	〇〇〇-0123457
車名	●●●自動車 ▲▲▲車
使用者	桜電気株式会社
入庫日	平成 2 7 年 10 月 7 日
下取価格	100,000 円
下取車リサイクル預託金相当額	12,670 円

査定士登録番号	0012345678	査定士確認印
		査定士の認印 を捺印
		認印

< 下取車に関する確認事項 >

上記車両は電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車に該当する。

1. 該当しない。 2. 該当する。 (1又は2に○印)

2.の場合のみ回答 イ 補助金を受領していない。 ロ 補助金を受領している。

(イ～ハに○印) ハ わからない。

以上

記入例

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	型式	単価 (購入費用) (円) (税抜き)	取得年月日	処分制限期 間(年)	保管場所	補助金額 (万円)	備考 (自動車は車両登 録番号)
●●●自動車 ▲▲▲車 QC付き	ZAA-〇〇〇	2,900,000	H27.10.5	4	東京都港区 芝大門1丁目 1番30号	20	品川321む1234

↓

型式を記入

↓

補助金交付申請書
アの購入費用を記入

↓

車両登録年月日を記入

↓

取得期間等の処分を制限
する期間を記入

↓

自動車検査証の
使用本拠の位置を記入

↓

補助金額を記入

↓

車両の登録番号を記入

申請書の車名欄を記入して下さい。

(銘柄ごとの補助金交付上限額(別表1)に記載のメーカー名・車名の通りすべて記入して下さい。)

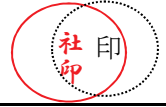
平成 27 年 10 月 8 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

貸与料金の算定根拠明細書

<リース会社>

住 所 東京都港区虎ノ門1丁目1番1号

名 称 虎ノ門リース株式会社
代表取締役 竹 伸男

<使用者(貸借者)>

住 所 東京都港区虎ノ門2丁目5番5号

名 称 桜電気株式会社
代表取締役 日比谷 依子

以下の内容に誤りはなく、同意いたします。

1. 車両・リース期間・補助金相当額

車名(型式)	ZAA-〇〇〇	
リース期間(月数) ※1	48	ヶ月
補助金相当額 ※2	260,000	円

2. リース料金

	補助金無しの場合	補助金有りの場合	差額
リース料金総額(消費税抜き)	3,600,000	3,312,000	288,000
月額リース料金(消費税抜き)	75,000	69,000	6,000

3. (使用者(貸借者)が法人の場合)申請車両製造会社の資本比率 ※2

	0 %
--	-----

※1 リース期間が財産処分制限期間に満たない場合、リース会社は以下の誓約をお願いします。

申請車両は、リース期間が財産処分制限期間未満ですが、リースアップ後も財産処分制限期間は継続して保有することを誓約します。

<リース会社名>

上記リース会社
の印と同じ

印

※2 使用者(貸借者)法人の場合、その資本金の中の申請車両製造会社の資本比率が15%以上の場合は「利益等排除」によって補助金額が減額されます。減額の詳細はセンターに確認ください。

<リース会社>担当者

氏名 : 桃 なるえ

所属 : 新宿支店第一リース課

TEL : 03-1234-5678

FAX : 03-1234-5679

(2) 財産処分

- ▶ 補助金の交付を受けた以降で、処分制限期間内に車両(「取得財産等」という)を、処分しようとする場合には、手続きが必要です。

☆取得財産等の処分に該当する行為

補助金の目的は、クリーンエネルギー自動車の利用によって地球温暖化や大気汚染の原因となる自動車の有害な排出ガスの排出量低減に貢献することです。
これに反する以下の行為は取得財産等の処分に該当する行為となります。
①補助金の目的に反する使用 ②譲渡 ③交換 ④貸付 ⑤廃棄 ⑥担保に供すること

<処分制限期間内に取得財産等の処分をする場合の注意事項>

①手続き	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 処分をする前にセンターに「財産処分承認申請書」を提出し、承認を受けなければなりません。 センターにて、判断し、承認する場合には承認の通知を発送します。 ▶ 補助金交付を受けた年度によって「財産処分承認申請書」の様式が異なりますので注意して下さい。 ☞年度別の財産処分承認申請書は、IV. 様式集を参照 <p>【年度ごとに様式が異なる理由】 本補助金事業は単年度事業で、年度によって事業の内容、財産処分制限期間、補助金交付の根拠となる交付規程が異なるため、それらを区別する必要があるためです。</p>
②補助金の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保有期間や処分の事由等によって、センターが指示する金額の補助金を指示する期限までに返納しなければなりません。 期限までに返納しないときは、未返納の金額に対して、返納期限の翌日からの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければなりません。 ▶ その処分が本人責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして以下に該当する場合は、補助金の返納は必要ありません。 <ul style="list-style-type: none"> i. 取得財産等が天災等により走行不能となり抹消処分した場合 ii. 取得財産等が過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合 iii. その他センターが特に認める場合 ▶ 補助金の返納を求められた者は、補助金の返納が完了するまで新しい補助金交付申請はできません。
③財産処分によって基準以上の収入を得た場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 財産処分によって、基準以上の収入を得たとセンターが判断したときには、その収入の全部又は一部の納付をお願いすることがあります。 収入の有無の判断は、減価償却資産における償却方法の考え方にに基づき、センターにて算出します。

✖無届で財産処分をした場合

- ▶ センターの承認を得ずに、処分制限期間内に財産処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部の返納を求められることがあります。

その場合、補助金を受領した日から返納の日までの日数に応じて、返納額に年利10.95%の割合で計算した加算金の納付も併せて求めることがあります。

☆(注意) センターでは、定期的に、補助金を交付した車両の保有状況を調査しています。

IV. 様式集

- ▶ 様式は、センターのホームページからダウンロードするか、次ページ以降の様式集をコピーして使用して下さい。

種 類	名 称	様式 NO
補助金交付申請	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付申請書	様式1
	貸与料金の算定根拠明細書	様式3
	下取車入庫証明書	様式4
	役員名簿	様式8
	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表	様式11
計画変更	変更届出書	様式5
	計画変更承認申請書	様式6
取得財産処分	財産処分承認申請書 H26年度・27年度に補助金の交付を受けた車両	様式12
	財産処分承認申請書 H25年度に補助金の交付を受けた車両	
	財産処分承認申請書 H23年度・24年度に補助金の交付を受けた車両及び充電設備	
	財産処分承認申請書 H22年度に補助金の交付を受けた車両及び充電設備	
	財産処分承認申請書 H21年度・22年度にクリーンディーゼル自動車の補助金の交付を受けた車両	

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付申請書

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

申請日 平成 年 月 日

私(申請者)は、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程第6条第1項の規定に基づき、以下の通り申請いたします。

1. 申請者に関する事項

(1)住所	〒 □□□□-□□□□		都道府県	捺印
(2)氏名又は名称	氏名(法人等の場合は名称)		フリガナ	
(3)代表者名 (法人の場合のみ記入)	役職	代表者名	フリガナ	
(4)申請者の分類	ア. 地方公共団体 イ. 個人 ウ. 法人(リース会社を除く) エ. リース会社 ※該当するものに○			

2. 車両に関する事項

(1)車両の種類	ア. 電気自動車(含む燃料電池自動車) イ. プラグインハイブリッド自動車 ウ. クリーンディーゼル自動車 ※該当するものに○			
(2)自動車登録番号又は車両番号	(例)品川012あ3456	(3)登録年月日/交付年月日	平成 年 月 日	
(4)車名等	メーカー名	車名・グレード	型式	車台番号

3. 補助金額に関する事項

(1)補助対象経費	ア. 購入費用(諸費用、消費税を除く) _____ 円 - イ. 基準額 _____ 円		
	= ウ. 補助対象経費 _____ 円 ※イ、エはセンターHP又はディーラー等に確認の上、ご記入ください。		
(2)補助金試算額	(1)ウ. 補助対象経費 × エ. 補助率 _____ / _____ =	オ. _____ 円 ※1万円未満切り捨て	
(3)補助上限額	カ. _____ 円	※センターHP又はディーラー等に確認の上、ご記入ください。	
(4)補助金申請額	キ. _____ 円	※オ又はカの低い方を記入	交付決定額 _____ 円 ※センター記入欄

4. J-クレジット事業への参加(個人が購入する電気自動車はJ-クレジット事業への参加が義務付けられています)

(1)申請者が個人であり、かつ、車両が型式指定を受けた電気自動車に該当しますか。	はい・いいえ
(2)(1)が「はい」の場合、次のア又はイのいずれかのJ-クレジット事業への参加を選択ください。	ア・イ
ア. 私(申請者)は、センター指定のJ-クレジット事業実施団体にセンターから私の個人情報を提供することにより入会し、J-クレジット事業に参加します。	
イ. 私は、自らJ-クレジット事業を実施、又は他のJ-クレジット事業実施団体に入会することによりJ-クレジット事業に参加します。 事業名: (_____)	

5. 販売会社に関する事項(審査の過程で確認事項が発生する場合があるため正確に記入ください)

(1)社名	社名	所在地
(2)連絡先等	TEL (_____)	FAX (_____) 担当者名 (_____)

6. 申請者の連絡先に関する事項(審査の過程で確認事項が発生する場合があるため正確に記入ください)

(1)担当者名	氏名	フリガナ	※申請者が個人の場合は「申請者本人」と記載
(2)所属部署	※申請者が個人の場合は記入不要		
(3)TEL・FAX	TEL (_____)	FAX (_____)	※日中連絡できるTEL番号を記入

*一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金は、経済産業省が定めたクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を交付するものです。

捺印

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付申請書(つづき)



【申請内容確認欄】 ※申請書1枚目からのつづきであることの確認	
(1) 申請者氏名又は名称	※1枚目の1. (2)と同一
(2) 自動車登録番号又は車両番号	※1枚目の2. (2)と同一

7. リース契約に関する事項(申請者がリース会社である場合に記入)

(1) 使用・賃借者名	使用者名 フリガナ	※自動車検査証の使用 者名義と一致のこと		
(2) 使用・賃借者住所	〒 □□□-□□□□	都道 府県	※法人の場合は 使用者の本社の 住所を記入	
(3) 連絡先等	TEL (- -)	FAX (- -)	所属・担当者 ()	※日中連絡で きるTEL番号 を記入

8. 利益等排除に関する事項(申請者が法人及びリース会社である場合に記入)

申請者(リース車両の場合は使用・賃借者)と申請車両の製造会社との資本関係(以下の該当するものに○)
 ア. 申請者自身が補助金申請車両の製造会社である(自社製品を申請)。
 イ. 100%同一資本の会社である
 ウ. 関係会社(資本関係があるが100%未満)である(補助金申請車両製造会社の資本比率 _____%)
 エ. 資本関係はない

※資本関係のある会社が製造した車両を購入し補助金交付申請をする場合には、利益等排除の対象となり、一定の基準に従って、補助金申請額から減額した上で補助金額を決定いたします。

9. 利用形態に係る確認

(1) 地方公共団体・法人の場合	該当に○	ア. 配送	イ. 営業・連絡	ウ. レンタカー	エ. 送迎
(2) 個人の場合	該当に○	ア. 業務用(個人事業用)	イ. 業務用以外(通勤・レジャー等)		

10. 補助金振込先 (□部分は該当するものに×を記入)

フリガナ										
(1) 口座名義										
(2) 金融機関名と店名	名称	銀行コード	店名	支店コード						
	□銀行 □信金 □信組 (その他)	□□□□	□本店 □支店 □出張所	□□□□						
(3) 口座番号	預金種目				口座番号(右詰で記入)					
	□普通・総合 □当座 □貯蓄 □その他									

11. 申請要件等の確認

以下の内容に間違いありません。	必ず要件を確認し押印をお願いします。	捨印	注1 申請書と同じ捺印
			①～⑤は全ての申請者共通 ⑥は、申請者(リースの場合は使用者)が主として自動車を販売する業を営む者(実施細則第5条第3項)に該当する場合のみの申請要件 ⑦は、申請者がリース会社である場合にのみの申請要件
①申請車両は、本補助金以外に国からの補助金(センターが認める補助金は除く)を申請又は受領していません。 ②私は、センターから求められた場合は、走行データ機材の搭載及び国・センター等へのデータ提供を了承します。 ③申請車両は、展示車、試乗車等の販売促進活動の目的で使用するものではありません。 ④私は、反社会的勢力の団体に属していません。 ⑤私は、本申請によりセンターが入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。 (使用例: 申請内容の問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び補助金の振込、車両保有状況に係る調査等) ⑥私は、過去1年以内に補助金の申請車両と同種の車両を販売しておらず、また、今後1年以内に販売しません。 ⑦申請車両をリース車両とする場合、リース料金は補助金相当額分の引下げを反映したものにします。			

※センターの個人情報保護方針については、センターHP (<http://www.cev-pc.or.jp/privacy.html>)に記載されております。

【センター使用欄】 保有期間	リース期間	センター確認			
----------------	-------	--------	--	--	--

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

貸与料金の算定根拠明細書

<リース会社>

住 所

名 称

印

<使用者(貸借者)>

住 所

名 称

印

以下の内容に誤りはなく、同意いたします。

1. 車両・リース期間・補助金相当額

車名(型式)	
リース期間(月数) ※1	ヶ月
補助金相当額 ※2	円

2. リース料金

	補助金無しの場合	補助金有りの場合	差額
リース料金総額(消費税抜き)			
月額リース料金(消費税抜き)			

3. (使用者(貸借者)が法人の場合)申請車両製造会社の資本比率 ※2

%

※1 リース期間が財産処分制限期間に満たない場合、リース会社は以下の誓約をお願いします。

申請車両は、リース期間が財産処分制限期間未満ですが、リースアップ後も財産処分制限期間は継続して保有することを誓約します。

<リース会社名>

印

※2 使用者(貸借者)法人の場合、その資本金の中の申請車両製造会社の資本比率が15%以上の場合は「利益等排除」によって補助金額が減額されます。減額の詳細はセンターに確認ください。

<リース会社>担当者

氏名 :

所属 :

TEL :

FAX :

下取車入庫証明書

平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

< 車 両 販 売 会 社 >

住所

名称

社印

代表者又は
営業所長名

責任者印

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の補助金交付申請車両の下取車(車両代金の一部)として、下記車両が入庫されたことを証明します。

記

下 取 車 両 明 細	
車両登録番号又は車両番号	
型式	
年式	
車台番号	
車名	
使用者	
入庫日	平成 年 月 日
下取価格	円
下取車リサイクル預託金相当額	円

査定士登録番号		査定士確認印

< 下取車に関する確認事項 >

上記車両は電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車に該当する。

1. 該当しない。 2. 該当する。 (1又は2に○印)

2.の場合のみ回答 イ 補助金を受領していない。 ロ 補助金を受領している。

(イ～ハに○印)

ハ わからない。

以上

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	型式	単価 (購入費用) (円) (税抜き)	取得年月日	処分制限 期間(年)	保管場所	補助金 額 (万円)	備考 (車両登録番号又 は車両番号を記載)

(様式5)

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
変更届出書

届出日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号	第	号
住所〒		
氏名又は名称 及び代表者名		印

上記補助金交付決定番号をもって交付決定を受けたクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の申請内容について、下記の変更がありましたので、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金業務実施細則第9条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後
変更年月日	平成 年 月 日	

(様式6)

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
計画変更承認申請書

申請日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号 第 号 住所 〒	印
氏名又は名称 及び代表者名	
日中連絡が 可能な電話番号	

上記補助金交付決定番号をもって交付決定のあったクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金について、交付申請の内容を下記のとおり変更したいので、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程第9条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

2. 変更を必要とする理由

.....


- (注) 1. 既に交付決定を受けた補助金額の変更を伴う場合は、その旨も併せて記載すること。
2. 交付申請に添付した書類のうち変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
財産処分承認申請書

申請日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号 第 _____ 号 住所 〒 _____	
氏名又は名称 及び代表者名 日中連絡が 可能な電話番号	 印

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた補助事業に関する財産処分について、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	型式	自動車登録番号 又は 車両番号	車台番号
処分の方法 (該当項目に○をつける)		処分の理由	
1 売却 2 譲渡 3 交換 4 抹消 5 その他			

2. 処分の条件 (該当項目に○をつける。その他の場合には条件を記入)

- 1. 補助金を返納します。
- 2. その他

.....

3. 備考

.....

.....


.....

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
財産処分承認申請書

申請日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号 第 _____ 号 住所〒 _____	
氏名又は名称 及び代表者名 日中連絡が 可能な電話番号	

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた補助事業に関する財産処分について、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	型 式	自動車登録番号 又は 車両番号	車台番号
処分の方法 (該当項目に○をつける)		処分の理由	
1 売却 2 譲渡 3 交換 4 抹消 5 その他			

2. 処分の条件 (該当項目に○をつける。その他の場合には条件を記入)

- 1. 補助金を返納します。
- 2. その他

3. 備考

.....

.....


.....

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（電気自動車等導入補助事業）
 財産処分承認申請書

申請日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
 代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号 第 _____ 号	
住所〒 _____	
氏名又は名称 及び代表者名	
日中連絡が 可能な電話番号	

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた補助事業に関する財産処分について、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（電気自動車等導入補助事業）交付規程第18条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由			
財産の名称	型式	自動車登録番号 又は 車両番号	車台番号（車両） 又は 製造番号（充電設備）
		※充電設備の場合は 空欄	
処分の方法（該当項目に○をつける）		処分の理由	
1 売却 2 譲渡 3 交換 4 抹消 5 その他			
2. 処分の条件（該当項目に○をつける。その他の場合には条件を記入）			
1. 補助金を返納します。			
2. その他			
3. 備考			

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
(電気自動車導入費補助事業及び充電設備設置費補助事業)
財産処分承認申請書

平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(補助事業者)

交付申請書受理通知番号	第	号
補助金交付決定番号	第	号
住所〒		
氏名又は名称 及び代表者名		印
日中連絡が 可能な電話番号		

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた標記補助事業に関する財産処分について、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金「電気自動車導入費補助事業及び充電設備設置費補助事業」交付規程第19条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	型式	車台番号/製造番号	登録番号
処分の方法 (該当項目に○をつける)		処分の理由	
1 売却	2 譲渡	3 交換	4 抹消

2. 処分の条件 (該当項目に○をつける。その他の場合には条件を記入)

- 補助金を返納します。
- 耐用年数の残余期間を使用します。(センターが認めた場合のみ)
- その他

3. 備考

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
(クリーンディーゼル自動車分)
財産処分承認申請書

平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(補助事業者)

交付申請書受理通知番号	第	号
補助金交付決定番号	第	号
住所〒		
氏名又は名称 及び代表者名		印
日中連絡が 可能な電話番号		

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた標記補助事業に関する財産処分について、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(クリーンディーゼル自動車分)交付規程第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	型 式	車台番号	登録番号
処分の方法(右下欄に番号を記入)		処分の理由	
1売却 2譲渡 3抹消 <input type="checkbox"/>			

2. 処分の条件 (該当項目にXをつける。その他の場合には条件を記入)

1.補助金を返納します。

2.耐用年数の残余期間を使用します。(センターが認めた場合のみ)

3.その他 _____

3. 備考

V. 参考資料

	名 称	掲載 ページ
参考1	交付規程	V-2
参考2	業務実施細則	V-10
参考3	関連企業の連絡先	V-27

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
交付規程

(通則)

第1条 クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、経済産業大臣が定めたクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条の規定に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が行うクリーンエネルギー自動車の導入に要する経費の一部を助成する事業（以下「補助事業」という。）の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 「クリーンエネルギー自動車」とは、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう（輸入車を含む）。

二 「電気自動車」とは、搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）、又は型式認定を取得している側車付二輪自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第4項に規定する側車付二輪自動車をいう。以下同じ。）若しくは原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けているものに限る。以下同じ。）をいう。ただし、検査済自動車にあつては、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、二輪自動車、事業用自動車、地方公共団体ならびに地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車及び大型特殊自動車（自動車抵当法（昭和26年法律第187号）第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。以下同じ。）を除く。また、型式認定を取得している原動機付自転車については第二種原動機付自転車を除く。

三 「プラグインハイブリッド自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。ただし、事業用自動車、地方公共団体ならびに地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車及び大型特殊自動車を除く。

四 「クリーンディーゼル自動車」とは、軽油を燃料とする検査済自動車であつて、平成21年排出ガス基準（道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降（車両総重量が1.7tより大きく2.5t以下のもの及び車両総重量が3.5tより大きく2.2t以下のものうち、乗車定員10人以下の乗用自動車を除くもの）にあつては、平成22年10月1日以降）に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準をいう。）に適合する自動車（自動車登録規則別表第二第三項、第五項又は第六項（車いす移動車等に限る。）に掲げる自動車（事業用自動車を除く。）に限る。）をいう。

五 「事業用自動車」とは道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条に規定する貨物利用運送事業の用に供する自動車（自動車リース事業者が貸渡しを行う場合を含む）をいう。

(交付の対象者、補助対象経費及び補助率)

第4条 センターは、民間団体等（地方公共団体、その他の法人（独立行政法人を除く）、個人）が行うクリーンエネルギー自動車の導入（以下「車両導入」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）を基に、一定の基準に従って求めた補助金を、予算の範囲内において、交付するものとする。この場合において、当該車両導入に要する経費の消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まないものとする。なお、別紙「暴力団排除に関する誓約事項の記」に記載されている事項に該当する者は、本補助金の交付対象としない。

2 前項の補助金の交付の対象となるクリーンエネルギー自動車は、一定の仕様に基づき量産される自動車であつて、その製造事業者（当該製造事業者が海外法人である場合にあつては、当該製造事業者の委託を受けた輸入事業者とする。以下同じ。）又は輸入事業者によるクリーンエネルギー自動車の仕様（以下「銘柄」という。）ごとの申請に基づき、あらかじめセンターが承認したものに限る。

3 補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。なお、補助対象経費及び補助率は、必要に応じて見直す。

(補助金の交付額)

第5条 前条第1項の補助対象経費に係る補助金交付上限額は、別表2に定める金額の範囲内で、前条第2項の承認をする際に銘柄ごとにセンターが定め、これを公表する。

2 前条第1項の補助対象経費に係る補助金の交付額は、車両導入に係る費用を基に算出する補助対象経費に導入車両が属する銘柄の補助率を乗じた金額か、導入車両が属する、前項で定めた銘柄ごとの補助金交付上限額のどちらか低い方とする。車両導入の費用を基に算出する補助対象経費の計算方法については、センターが別に定める。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、センターが別に定める日までに、センターが定める様式による補助金交付申請書をセンターに提出(以下「交付申請」という。)しなければならない。

2 交付申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

- 一 交付申請が、クリーンエネルギー自動車1台ごとに行われていること。
- 二 別表3の申請要件を満たしていること。
- 三 別表4に定める書類が添付されていること。
- 四 国の他の補助金(ただし、そのうちセンターが別に定める補助金を除く。)と重複して交付申請していないこと。
- 五 補助対象経費の中に自社製品の調達又は関係会社からの調達分が含まれる場合、別に定める方法により利益等を排除して交付申請をすること。
- 六 申請者が反社会的勢力及びそれに準ずるものではないこと。

(交付の決定等)

第7条 センターは、前条第1項の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、センターが定める様式である補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書により申請者に通知(以下「補助金交付決定通知」という。)するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

2 センターは、第1項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による補助金交付決定通知を受けた場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該通知のもととなった交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内にセンターが定める様式による補助金交付申請取下書をセンターに提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 申請者は、第7条第1項の補助金交付決定通知を受けた後に、当該通知のもととなった交付申請の内容を変更(全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。)しようとするときは、あらかじめセンターが定める様式による計画変更承認申請書をセンターに提出し、センターが定める様式による計画変更承認通知書により承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助金の額の確定等)

第10条 センターは、交付申請があり、第7条第1項の交付の決定をしたときは、併せて補助金の額の確定を行い、当該交付の決定の通知と併せて補助金の額を通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 センターは、交付要綱第15条に基づく経済産業大臣からの補助金の支払があったときは、第10条の規定により確定した交付すべき補助金を遅延なく申請者に支払うものとする。

2 前項の申請者への補助金の支払いは、申請者が補助金交付申請書に記載する補助金の支払先に対する振り込みにより行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 センターは、第9条第1項の規定による計画変更等の申請があった場合又は第7条第1項の交付決定通知を受けた申請者が次の各号の一に該当すると認められる場合は、第7条第1項の規定による決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。

二 交付決定通知のもととなった交付申請(第9条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの)の内容と異なる使用等をした場合。

三 不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合。

四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付決定通知のもととなった交付申請(第9条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの)の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

五 申請者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 前項の規定は、第10条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 センターは、第1項に基づき交付決定を取消したときには、センターが定める様式の補助金交付決定取消通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

4 センターは、第1項に基づき交付決定を取消した場合に

において、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式の補助金返還命令書により、20日以内の期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。

- 5 センターは、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を申請者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 6 第4項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 7 第4項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還を命じられた金額について、返還期限までに返還しない場合は、未返還の金額に対して、返還期限の翌日からの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

(取得財産等の管理等)

- 第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得したクリーンエネルギー自動車（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
- 3 センターは、本規程に準じたクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金管理規程を作成して補助金の交付を受けた者に通知し、取得財産等の適正な管理を促すものとする。

(財産処分の制限等)

- 第14条 取得財産等については、一定の期間、処分（補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）を制限する。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、センターが別に定める。
- 3 前項の規定により定められた処分を制限する期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。センターは、承認に際して補助金相当額の返納を求めることができる。
- 4 センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。
- 5 前項の納付について、納付期限は納付指示の通知日から20日以内とし、納付期限内に納付指示をした全額の納付がない場合は、センターは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付させることができる。

(センターによる調査)

- 第15条 センターは、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、第4条第2項の承認を受けたクリーンエネルギー自動車の製造事業者及び輸入事業者並びに申請者（申請者が補助金の交付を受けた後を含む。以下「申請者等」という。）に対して取得財産等の保有に関する調査等を行うことができる。
- 2 前項の製造事業者及び輸入事業者並びに申請者等は、センターが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(センターによるデータ等の提供要請)

- 第16条 センターは国の施策に基づきクリーンエネルギー自動車等の普及促進を図るため、必要な範囲において申請者等に対してクリーンエネルギー自動車等の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。
- 2 申請者等は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(予算が不足する場合の措置等)

- 第17条 センターは、第6条第1項の規定に基づいて別に指定する補助金交付申請書提出期限以前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、交付申請の受付を中止することができる。この場合には、あらかじめセンターのホームページ等で周知するものとする。
- 2 センターは、前項の交付申請の受付中止に係る必要事項を別に定める。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第18条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。なお、申請書の提出をもってこれに同意したものとする。なお、申請者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、センターは本事業を通じ申請者に関して得た情報を国に提供することができる。

(個人情報保護)

- 第19条 センター及びその職員は、本事業を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
- 2 センター及びその職員は、本事業の実施にあたって第6条第1項の申請に関する一切の個人情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

(その他必要な事項)

- 第20条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、センターが別に定める。
- 2 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達

成するために、経済産業大臣から補助事業の手続等について見直しを求められた場合には、この交付規程及び前項に規定する施行に関し必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。

- 3 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、補助対象経費の算定等に資するクリーンエネルギー自動車の新技術の動向等について、調査を行うことができる。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別表1) 補助対象経費の内訳及び補助率

補助対象車両ごとの補助額は下表のとおりとする。

分類	補助対象経費	補助率
① $A \leq D+E+\{C(1)-(D+E)\}/2$ の場合	B-(D+E)	1/1 以内
② $A \leq D+E+\{C(2)-(D+E)\}/3$ の場合		
③ $A \leq D+E+\{C(3)-(D+E)\}/4$ の場合		
④ 原動機付自転車	B-E	1/4 以内
⑤ ①から④の分類に該当しない場合	B-(D+E)	2/3 以内

注)

A: 車両本体価格 (税抜き)

B: クリーンエネルギー自動車の購入価格 (税抜き)

C(1): 補助対象車両の登録日の1年前時点の同車種又は同様と認められる車種の車両本体価格 (税抜き)

C(2): 補助対象車両の登録日の2年前時点の同車種又は同様と認められる車種の車両本体価格 (税抜き)

C(3): 補助対象車両の登録日の3年前時点の同車種又は同様と認められる車種の車両本体価格 (税抜き)

D: 調整額

- ・電気自動車 (燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするものを除く): 50 万円
- ・電気自動車 (燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの): 0 円
- ・プラグインハイブリッド自動車: 40 万円
- ・クリーンディーゼル自動車: 20 万円

E: 基礎額

- ・クリーンエネルギー自動車として専用設計・製造されたもの (初度登録前のものに限る。) にあつては、当該クリーンエネルギー自動車と同種・同格の一般のガソリン内燃機関自動車 (ベース車両) の本体価格に対して、クリーンエネルギー自動車として必要な仕様以外の装備価格差を調整した額。
- ・補助対象車両が既存自動車をクリーンエネルギー自動車に改造したもの (初度登録前のものに限る。) にあつては、改造後の本体価格から改造に要した費用を差し引いた額。
改造に要した費用とは、以下に掲げる経費であつて、算定根拠が明確であるもの。

・部品費

バッテリー・関連機器、充電器が別置型の場合は充電器、ディーゼル内燃機関、排気ガスの浄化装置その他改造に必要な部品等

・工事費

車体 (シャシー) 改造、エンジン改造、モーターの搭載、バッテリー・関連機器の取り付け、排気ガスの浄化装置の取り付け、その他改造に必要な工事費

・設計費

設計に係る試作及び設計図書の作成に要する費用、その他の設計に必要な経費 (複数台の改造に設計図書を共有できる場合は、これを考慮して1台当たりの設計費を算定したもの)

・検査費

必要な性能試験及び所定の検査費

・諸費用

改造に必要な不可欠な手続等に要する費用

(別表2) 補助金の交付上限額の範囲

補助金の交付上限額は、次の(1)又は(2)のいずれか低い方の範囲内で定める。

(1) クリーンエネルギー自動車として設計・製造されたものにあつては、当該クリーンエネルギー自動車と同種・同格の一般のガソリン内燃機関自動車(ベース車両)の本体価格に対して、クリーンエネルギー自動車として必要な仕様以外の装備価格差を調整した額。既存自動車をクリーンエネルギー自動車に改造したものにあつては、改造後の本体価格から改造に要した費用を差し引いた額。

(2) クリーンエネルギー自動車の区分ごとに定める上限額

軽自動車・小型自動車・普通自動車である電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車(燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの並びに乗車定員11人以上のものを除く)にあつては85万円、乗車定員11人以上の普通自動車である電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車(燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするものを除く)にあつては290万円、側車付二輪自動車である電気自動車にあつては30万円、クリーンディーゼル自動車にあつては35万円、原動機付自転車にあつては7万円

(別表3) 補助金の申請要件

次の要件をすべて満たすこと。

- ①申請車両は、初度登録された車両(中古の輸入車の初度登録車を除く。)であること。
- ②申請車両は、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が自家用であること
- ③申請車両は、センターが別に定める期間内に初度登録され、かつ過去に補助金申請したことのない車両であること。
- ④申請車両は、代金の支払いが手形ではなく現金で完了している車両であること。
- ⑤申請者は車両購入者であり、申請車両の自動車検査証上の所有者および使用者は申請者であること。但し、リースの場合は、申請者はリース会社であり、自動車検査証上の所有者はリース会社、使用者は当該車両のリースを受ける者であること。所有権留保付ローン購入の場合は、申請者は車両購入者であり、自動車検査証上の所有者は自動車会社又はローン会社等、使用者は申請者であること。
- ⑥リースの場合は、補助金は一旦リース会社に交付されるので、リース会社は、補助金相当額を反映したリース料金を設定すること。
- ⑦自動車を販売する業を営む法人が所有者となる車両の場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。
- ⑧自動車を販売する業を営む法人のうち、自動車を販売する業を主として営む法人が、当該車両の自動車検査証上の使用者となる場合は、その者が当該車両と同一名称の車両を、当該車両の初度登録日前一年以内に販売していないこと、かつ、初度登録日後一年以内は販売しないこと。
自動車を販売する業を主として営む法人の定義については、センターが別に定める。
- ⑨申請車両に関し、走行データ記録機材の搭載及び記録されたデータの国及びセンター(これらが指定する機関を含む。)への提供への協力を求められた場合は、これを了承すること。
- ⑩センターが定める仕様の申請車両については、申請者は、センターが指定するJクレジット事業実施団体(Jクレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう。)への入会、当該団体及び国への当該申請者に係る個人情報の提供、その他Jクレジット制度への協力を求められた場合は、これを了承すること(申請者自身が排出削減事業を行う場合、又は、排出削減事業を行う他の団体に入会する場合を除く。)

(別表4) 申請に必要な添付書類

1. 申請者を確認する書類

- ①申請者が法人（地方公共団体、リース会社を除く）の場合は、商業登記簿の全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）の写し（発行から3カ月以内のもの、複写可）及びセンターが別に定める役員等名簿
- ②申請者が個人の場合は、本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
- ③申請者がリース会社の場合は、リース会社自身に関する上記①の書類、及び、当該車両の使用者に関し、それが法人の場合は上記①の書類、それが個人の場合は上記②の書類

2. 申請車両及び車両代金の支払いを確認する書類

- ①自動車検査証の写し又は標識交付証明書の写し（標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控の写し又は標識届出証明の写し等）
- ②車両代金支払証憑の写し（注）
- ③リース目的で取得した車両を申請する場合については、リース契約書（自動車賃貸借契約書）の写し

3. 補助金を受けた車両（取得財産等）の管理のための書類

- ①取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の写し

4. その他センターが定めるもの

(注) 支払証憑の写しとは、申請者宛での領収証（購入者が受領したものの写し）、又は銀行振込み等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込み証明書（振込金受取書等の写し）等とする。

なお、支払証憑を補完する書類として次のものが必要となる場合がある。

- ・支払証憑の記載金額が、車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額がわかる内訳明細表。
- ・下取車の価格を購入金額の一部に充当した場合は、査定士が適正下取価格であることを認めた「下取車入庫証明書」（様式は別に定める。）。
- ・申請者が車両代金の支払いのため銀行又はクレジット会社のローンを利用した場合は、車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛での領収証。

当該領収証には、申請者名と当該車両代金の支払い分であることが明記されていること。

平成27年度クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
業務実施細則

(趣旨)

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が行うクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(以下「補助金」という。)を交付する業務は、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程(以下「交付規程」という。)に定めるもののほか、交付規程によりセンターが定めるこの業務実施細則(以下「実施細則」という。)による。

(用語)

第2条 この実施細則で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程の例による。

(センターが特に認める輸入車)

第3条 交付規程第4条第2項のセンターが特に認めるときとは、当該輸入車が、同項の承認を受けた銘柄と同一の仕様(動力機構、蓄電池、排気ガス処理装置等のクリーンエネルギー自動車を構成する重要な機構以外のものに係る軽微な差異がある場合を含む。)の車両として海外において量産及び販売されたものである場合とする。

(補助金交付上限額)

第4条 交付規程第5条第1項に規定する銘柄ごとにセンターが定める補助金交付上限額は、銘柄ごとに補助対象経費を基礎として算出した補助金交付上限額と交付規程別表2の補助金の交付上限額の範囲に規定する上限額の中から最も低い金額のものとし、別表1に記す。

2 銘柄ごとの補助金交付上限額は、別表2の補助金交付上限額の範囲の算定のための条件を満たすものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 交付規程第6条第1項に規定するセンターが別に定める補助金交付申請書の提出期限は、平成28年3月14日とする。

2 交付規程別表3の補助金の申請要件③に規定するセンターが別に定める申請車両の初度登録の期間は、平成27年7月1日から平成28年3月11日までとする。また、個別車両ごとの補助金交付申請書の提出期限は、当該車両の初度登録の日から1か月以内とする。ただし、売買契約の方式を要因とする代金の支払い事務手続に要する期間等の観点からセンターが特別な期間を設定し、ホームページ等において告知した場合には、その告知した補助金交付申請書の提出期限も認める。

3 交付規程別表3の補助金の申請要件⑧に規定する自動車を販売する業を主として営む者とは、自動車を販売する業を営む者のうち、次の各号のいずれにも該当する者をいう。ただし、新たに自動車を販売する業を営む者である場合については、以下の各号の要件に準じてセンターが個別に判断する。

- 一 直近の会計年度における総売上に占める自動車販売(新車販売に係るもの)に係る売上の比率が15%超である者
 - 二 直近の会計年度における年間の新車販売台数が20台超である者
 - 三 前各号に相当する者としてセンターが特に認める者
- 4 交付規程別表3の補助金の申請要件⑩に規定するセンターが定める仕様の車両は、道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた電気自動車とする。
- 5 交付規程別表3の補助金の申請要件⑩に規定するセンターが指定するJ-クレジット事業実施団体は、J-グリーン・リンケージ倶楽部とする。
- 6 交付規程別表4に規定する申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは別表3のとおりとする。

(補助金交付上限額及び補助金交付額の計算方法)

- 第6条 センターは、第4条で規定する銘柄ごとの補助対象経費を基礎とした補助金交付上限額の計算及び交付申請のあった補助対象車両の補助金の試算額の計算を以下の各項に掲げる方法で行う。
- 2 銘柄ごとの補助対象経費を基礎とした補助金交付上限額の計算は、以下の手順で行う。
 - 一 銘柄ごとに、それと同種・同格の一般のガソリン内燃機自動車(以下「ベース車両」という。)を選定し、そのベース車両の車両本体価格(製造事業者又は輸入事業者が設定する販売価格、いわゆる定価であって、センターが認めるもの。)に対して、クリーンエネルギー自動車として必要な仕様以外の装備価格差を調整した価格(以下「基礎額」という。)を算出する。
 - 二 前号において算出された基礎額に交付規程別表1に掲げるDの調整額を加算(以下「基準額」という。)する。基準額は、別表1の基準額の欄に記す。
 - 三 当該銘柄の車両本体価格(製造事業者又は輸入事業者が設定する販売価格、いわゆる定価であって、センターが認めるもの。)から前号の基準額を減じた額(補助対象経費)に、銘柄ごとに定めた補助率を乗じた額から1万円未満の端数を切り捨てた額を補助金交付上限額の計算値とする。
 - 3 交付申請のあった補助対象車両の補助金の試算額は、前項第三号の車両本体価格を購入価格に置き換えて求めた補助対象経費に補助率を乗じた額から1万円未満の端数を切り捨てた額とする。

(利益等排除の方法)

第7条 交付規程第6条第2項第五号に規定する利益等排除の方法は別表4に定める。

(計画変更の承認等)

第8条 センターは、交付規程第7条第1項に規定するところの交付申請に係る事項の修正、同条第2項に規定するところの条件の付加、第9条に規定するところの計画変更の承認及びその他の理由により、当初の申請に係る補助金額が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

2 センターは、交付規程第9条に規定するところの計画変更の内容が、軽微な変更であると認められる場合は、計画変更の承認申請によらず、届出とすることができる。

(取得財産等の管理等)

第9条 交付規程第13条第3項に規定するクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金管理規程を別表5のとおり定める。

(取得財産等の処分制限等)

第10条 交付規程第14条第2項に規定する取得財産等の処分を制限する期間を別表6のとおり定める。

2 交付規程第14条第3項に基づきセンターが補助金の返納を求めるときは、補助事業等により取得し又は効用が増加した財産の処分等の取扱いについて(平成16・06・10会計課第5号)を準用し、残存簿価相当額は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)別表第十に基づく定率法で算出する。ただし、その取得財産等の処分が本人責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして次の各号に該当するときは、センターは補助金の返納を求めないものとする。

一 取得財産等が天災等により走行不能となり抹消処分した

場合

二 取得財産等が過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合

三 取得財産等が道路運送車両法の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第56条第4項の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けた自動車など別に定める特殊な自動車であり、その有効期間を経過し、公道走行が不可能となった場合。

四 その他センターが特に認める場合

(予算が不足する場合の措置等)

第11条 交付規程第17条第2項に規定するところの交付申請の受付中止に関係して必要な事項を次の各項に定める。

2 センターは、交付申請の受付を中止する旨を告知した時は、当該告知日からホームページ等で定期的に予算消化状況を公表する。

3 センターは、補助金申請額が予算額を超過した日をもって交付申請の受付を終了し、ホームページ上で交付申請の受付を終了したことを告知する。

4 センターは、予算超過日の前日までにセンターに到着した交付申請を審査対象とし、予算超過日以降にセンターに到着した交付申請は全て無効として扱う。

(審査委員会)

第12条 センターは、クリーンエネルギー自動車に関連する分野に精通しかつ中立的な立場の団体の所属者及び学識経験者によ

る審査委員会を組織し、経済産業省へ提出する交付規程に関する審議、実施細則の制定及び変更(軽微なものを除く。)、補助金の交付の対象となるクリーンエネルギー自動車の審査及び補助金上限額の決定、その他、補助金の交付に係る重要な事項等について、当該審査委員会の審議を経て決定する。

(様式)

第13条 交付規程によりセンターが定める様式は、様式1から様式13までのとおりとする。

(附則)

1. この実施細則は、平成28年1月15日から適用する。

(別表1) 銘柄ごとの補助金交付上限額

【電気自動車(含む燃料電池自動車)】

平成28年3月10日現在

メーカー名・車名		型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	補助 率	(参考) 定価(円)※	
普通・ 小型自動車	GLM トミーカイラZZ	組立	850	6,568	2/3	8,000,000	
	テスラ モデル S	(60kWh) JP1	ZAA-SL1S	850	6,084	2/3	7,620,370
		(85kWh) JP1		850	6,084	2/3	8,638,889
		(60kWh) JP2		850	6,084	2/3	8,064,815
		(85kWh) JP2		850	6,084	2/3	9,259,259
		(85kWh) JP3		850	6,084	2/3	9,398,148
		(85kWh) JP4		850	6,084	2/3	9,777,778
		(85kWh Performance)	ZAA-SL1S2	850	6,252	2/3	10,016,667
		70 kWh/デュアル	ZAA-SL2S	850	6,171	2/3	8,805,556
		85 kWh/デュアル		850	6,171	2/3	9,955,556
		70 kWh/デュアルJP2		850	6,773	2/3	9,153,704
		85 kWh/デュアルJP2	ZAA-SL2S2	850	6,773	2/3	10,357,407
		85 kWh/デュアルパフォーマンス		850	6,171	2/3	12,183,333
		85 kWh/デュアルパフォーマンスJP2	850	6,773	2/3	12,675,926	
		85 kWh	ZAA-SWL1S	850	6,084	2/3	9,777,778
		70 kWh/デュアル	ZAA-SWL2S	850	6,773	2/3	9,153,704
	85 kWh/デュアル	850		6,773	2/3	10,357,407	
	85 kWh/デュアルパフォーマンス	ZAA-SWL2S2	850	6,773	2/3	12,675,926	
	トヨタ MIRAI	ZBA-JPD10	2,020	3,670	2/3	6,700,000	
	日産 e-NV200 バン	GX ルートバン	ZAB-VMEO	850	2,409	2/3	3,684,000
		GX 2人乗り		850	2,409	2/3	3,684,000
		GX 5人乗り		850	2,501	2/3	3,776,000
		VX ルートバン		850	2,318	2/3	3,593,000
		VX 2人乗り		850	2,318	2/3	3,593,000
		VX 5人乗り		850	2,421	2/3	3,696,000
	日産 e-NV200 ワゴン	G 5人乗り	ZAA-MEO	850	3,007	2/3	4,282,000
		G 7人乗り		850	3,157	2/3	4,432,000
X 5人乗り		850		2,892	2/3	4,167,000	
日産 リーフ	24S(サイド/カーテンエアバッグシステム無)	ZAA-AZE0	270	2,119	2/3	2,526,000	
	24S		270	2,189	2/3	2,596,000	
	24S エアロスタイル(サイド/カーテンエアバッグシステム無)		270	2,399	2/3	2,806,000	
	24S エアロスタイル		270	2,469	2/3	2,876,000	
	24X(サイド/カーテンエアバッグシステム無)		270	2,536	2/3	2,943,000	
	24X		270	2,606	2/3	3,013,000	
	24X エアロスタイル(サイド/カーテンエアバッグシステム無)		270	2,836	2/3	3,243,000	
	24X エアロスタイル		270	2,906	2/3	3,313,000	
	24G(サイド/カーテンエアバッグシステム無)		270	2,879	2/3	3,286,000	
	24G		270	2,949	2/3	3,356,000	
	24G エアロスタイル(サイド/カーテンエアバッグシステム無)		270	3,129	2/3	3,536,000	
	24G エアロスタイル		270	3,199	2/3	3,606,000	

メーカー名・車名		型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	補助 率	(参考) 定価(円)※
普通 ・ 小型 自動車	日産 リーフ	30S(サイド/カーテンエアバッグシステム無)	510	2,119	2/3	2,891,000
		30S	510	2,189	2/3	2,961,000
		30S エアロスタイル(サイド/カーテンエアバッグシステム無)	510	2,399	2/3	3,171,000
		30S エアロスタイル	510	2,469	2/3	3,241,000
		30X(サイド/カーテンエアバッグシステム無)	510	2,536	2/3	3,308,000
		30X	510	2,606	2/3	3,378,000
		30X エアロスタイル(サイド/カーテンエアバッグシステム無)	510	2,836	2/3	3,608,000
		30X エアロスタイル	510	2,906	2/3	3,678,000
		30G(サイド/カーテンエアバッグシステム無)	510	2,879	2/3	3,651,000
		30G	510	2,949	2/3	3,721,000
		30G エアロスタイル(サイド/カーテンエアバッグシステム無)	510	3,129	2/3	3,901,000
		30G エアロスタイル	510	3,199	2/3	3,971,000
		ドライビングヘルパー 30X	510	2,953	2/3	3,725,000
		ドライビングヘルパー 30G	510	3,296	2/3	4,068,000
		アンシャント助手席回転シート 30X	510	2,633	2/3	3,405,000
		アンシャント助手席回転シート 30G	510	2,976	2/3	3,748,000
	日産 リーフ	S(サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル	270	2,059	2/3	2,466,000
		S 15モデル	270	2,129	2/3	2,536,000
		S エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル	270	2,339	2/3	2,746,000
		S エアロスタイル 15モデル	270	2,409	2/3	2,816,000
		X(サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル	270	2,448	2/3	2,855,000
		X 15モデル	270	2,518	2/3	2,925,000
		X エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル	270	2,728	2/3	3,135,000
		X エアロスタイル 15モデル	270	2,798	2/3	3,205,000
		X 80th 15モデル (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	270	2,598	2/3	3,005,000
		X 80th Special Color Limited 15モデル	270	2,668	2/3	3,075,000
		X 運転席マイティグリップ (サイドエアバッグ無) 15モデル	270	2,498	2/3	2,905,000
		G(サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル	270	2,806	2/3	3,213,000
G 15モデル	270	2,876	2/3	3,283,000		
G エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル	270	3,036	2/3	3,443,000		
G エアロスタイル 15モデル	270	3,106	2/3	3,513,000		
ドライビングヘルパー X 15モデル	270	2,798	2/3	3,205,000		
ドライビングヘルパー G 15モデル	270	3,156	2/3	3,563,000		
アンシャント 助手席回転シート X 15モデル	270	2,545	2/3	2,952,000		
アンシャント 助手席回転シート G 15モデル	270	2,903	2/3	3,310,000		

メーカー名・車名		型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	補助 率	(参考) 定価(円)※	
普通・小型自動車	S (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 14モデル	ZAA-AZE0	350	2,059	2/3	2,590,000	
	S 14モデル		350	2,129	2/3	2,660,000	
	S エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 14モデル		350	2,339	2/3	2,870,000	
	S エアロスタイル 14モデル		350	2,409	2/3	2,940,000	
	X (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 14モデル		350	2,448	2/3	2,979,000	
	X 14モデル		350	2,518	2/3	3,049,000	
	X エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 14モデル		350	2,728	2/3	3,259,000	
	X エアロスタイル 14モデル		350	2,798	2/3	3,329,000	
	X 80th (サイド/カーテンエアバッグシステム無)		350	2,598	2/3	3,129,000	
	X 80th Special Color Limited		350	2,668	2/3	3,199,000	
	X 運転席マイティグリップ (サイド/カーテンエアバッグシステム無)		350	2,498	2/3	3,029,000	
	G (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 14モデル		350	2,806	2/3	3,337,000	
	G 14モデル		350	2,876	2/3	3,407,000	
	G エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 14モデル		350	3,036	2/3	3,567,000	
	G エアロスタイル 14モデル		350	3,106	2/3	3,637,000	
	ドライビングヘルパー X 14モデル		350	2,798	2/3	3,329,000	
	ドライビングヘルパー G 14モデル		350	3,156	2/3	3,687,000	
	アンシャンテ 助手席回転シート X 14モデル		350	2,545	2/3	3,076,000	
	アンシャンテ 助手席回転シート G 14モデル		350	2,903	2/3	3,434,000	
	日産 リーフ						
BMW i3 (電気自動車)	ZAA-1Z00	400	4,010	2/3	4,620,370		
ホンダ CLARITY FUEL CELL	ZBA-ZC4	2,080	3,966	2/3	7,092,593		
ホンダ フィットEV	ZAA-ZA2	850	2,428	2/3	3,809,524		
メルセデス・ベンツ スマート フォー ツー エレクトリックドライブ	ZAA-451390	価格改定後	350	2,287	2/3	2,824,074	
		価格改定前	340	2,252	2/3	2,768,519	
		Edition White	340	2,280	2/3	2,796,297	
		Edition Black	340	2,280	2/3	2,796,297	
		Edition Disney	340	3,178	2/3	3,694,445	
メルセデス・ベンツ スマート フォーツ ー BRABUS エレクトリックドライブ	ZAA-451392	720	2,715	2/3	3,800,000		
軽自動車	三菱 i-MiEV(15モデル)	X	470	1,913	2/3	2,628,000	
		M	330	1,598	2/3	2,094,000	
	三菱 i-MiEV (2014.11.14以降に登録された車両)	X	560	1,913	2/3	2,763,000	
	三菱 i-MiEV M QC付	ZAA-HA3W	660	1,533	2/3	2,526,191	
	三菱 ミニキャブ・ ミーブ (16モデル)	ZAB-U68V	CD(16.0kWh) (4人)	530	1,464	2/3	2,269,000
			(2人)	530	1,444	2/3	2,249,000
(4人)			220	1,464	1/1	1,686,000	
CD(10.5kWh) (2人)			220	1,444	1/1	1,666,000	

メーカー名・車名				型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	補助 率	(参考) 定価(円)※
軽 自 動 車	三菱ミニキャブ・ ミーブ (15モデル)	CD(16.0kWh)	QC付 (4人)	ZAB-U68V	530	1,464	2/3	2,269,000
		CD(10.5kWh)	QC付 (4人)		290	1,464	2/3	1,909,000
			QC付 (2人)		290	1,444	2/3	1,889,000
	三菱ミニキャブ・ ミーブ (2014.11.14 以降に登録された 車両)	CD(16.0kWh)	QC付 (4人)	ZAB-U68V	700	1,464	2/3	2,525,000
	三菱ミニキャブ・ ミーブトラック (16モ デル)	VX-SE (10.5kWh)		ZAB-U68T	110	1,348	1/1	1,465,000
	三菱ミニキャブ・ ミーブトラック(15モ デル)	VX-SE (10.5kWh)	QC付	ZAB-U68T	150	1,348	2/3	1,583,000
QC無			120		1,348	2/3	1,533,000	
三菱ミニキャブ・ ミーブトラック	VX-SE (10.5kWh)	QC無	ZAB-U68T	280	1,348	2/3	1,769,524	
側 車 付 軽 二 輪	日本エレクトライク	エレクトライク	A	ZAE-EA	300	662	2/3	1,600,000
			B		300	562	2/3	1,300,000
	ミツオカ・雷駆	-T3(L)		ZAE-MT3	270	976	2/3	1,395,000
		-T3(S)			210	976	2/3	1,295,000
		-T3(L+)			300	956	2/3	1,435,000
-T3(S+)		250	956		2/3	1,335,000		
原 付 四 輪	トヨタ車体 コムス	B・COMベーシック		ZAD-TAK30-BS	70	335	1/4	636,190
		B・COMデッキ		ZAD-TAK30-KS	70	395	1/4	696,190
		B・COMデリバリー		ZAD-TAK30-DS	70	435	1/4	736,190
		P・COM		ZAD-TAK30-PD	70	458	1/4	760,000
原 付 二 輪	スズキ e-Let's		ZAD-CZ81A	40	134	1/4	298,000	
	スズキ e-Let's W			60	134	1/4	378,000	
	ヤマハ EC-03		ZAD-SY06J	30	105	1/4	240,000	
	ヤマハ E-Vino		ZAD-SY11J	20	113	1/4	219,000	

※定価はメーカー希望小売価格(消費税は含まない)

【プラグインハイブリッド自動車】

メーカー名・車名		型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	補助 率	(参考) 定価(円)※		
普通 ・ 小型 自動車	Audi A3 Sportback e-tron	DLA-8VCUK	610	4,307	2/3	5,222,223		
	トヨタ プリウスPHV 2015.7以降生産一 部改良型	S	DLA-ZVW35	120	2,607	1/1	2,727,143	
		S (北海道地区)		120	2,639	1/1	2,759,143	
		G		120	2,852	1/1	2,972,619	
		G (北海道地区)		120	2,874	1/1	2,994,619	
	トヨタ プリウスPHV 2013.10以降生産 一部改良型	L	DLA-ZVW35	200	2,411	2/3	2,714,286	
		L (北海道地区)		200	2,433	2/3	2,736,286	
		S		160	2,607	2/3	2,857,143	
		S (北海道地区)		160	2,639	2/3	2,889,143	
		G		160	2,797	2/3	3,047,619	
		G (北海道地区)		160	2,819	2/3	3,069,619	
		G レザーパッケージ		160	3,557	2/3	3,807,619	
		G レザーパッケージ (北海道地区)		160	3,579	2/3	3,829,619	
	トヨタ プリウスPHV 2012.11以降生産 一部改良型	G レザーパッケージ ナビ無	DLA-ZVW35	160	3,049	2/3	3,299,619	
		G レザーパッケージ ナビ無 (北海道地区)		160	3,071	2/3	3,321,619	
		L		DLA-ZVW35	330	2,403	2/3	2,904,762
		L (北海道地区)			330	2,425	2/3	2,926,762
		S			330	2,546	2/3	3,047,619
		S (北海道地区)			330	2,578	2/3	3,079,619
		G			330	2,736	2/3	3,238,095
		G (北海道地区)			330	2,758	2/3	3,260,095
	G レザーパッケージ	330	3,498		2/3	4,000,000		
	G レザーパッケージ (北海道地区)	330	3,520		2/3	4,022,000		
	BMW i8 「BMW i ピュア・インパルス・カード」標準装備	DLA-2Z15	850	11,255	2/3	18,203,704		
BMW i3 (プラグインハイブリッド)		DLA-1Z06	750	3,929	2/3	5,055,556		
BMW X5 xDrive40e		Standard	CLA-KT20	300	8,131	2/3	8,583,333	
	xLine	340		8,673	2/3	9,194,444		
	M Sport	340		8,671	2/3	9,194,444		
フォルクスワーゲン Golf GTE	DLA-AUCUK	380	4,040	2/3	4,620,370			
ホンダ アコード	プラグイン ハイブリッド	DLA-CR5	410	4,136	2/3	4,761,905		
	プラグイン ハイブリッドSX		410	4,136	2/3	4,761,905		
普通 ・ 小型 自動車	三菱 アウトランダー PHEV (16モデル)	G Premium Package	DLA-GG2W	290	3,806	2/3	4,250,000	
		G Navi Package		290	3,471	2/3	3,920,000	
		G Safety Package		290	3,148	2/3	3,595,000	
		M		290	2,885	2/3	3,330,000	
	三菱 アウトランダー PHEV	G Premium Package	DLA-GG2WXDHHZ (D00)	290	3,661	2/3	4,102,000	
		G Navi Package	DLA-GG2WXDHHZ (C00)	290	3,376	2/3	3,818,000	
		G Safety Package	DLA-GG2WXDHHZ (B00)	290	3,048	2/3	3,489,000	
		SPORTS STYLE EDITION	DLA-GG2WXDHHZ (F00)	290	3,376	2/3	3,818,000	
	メルセデス・ベンツ S 550 e long (プラグインハイブリッドロング)	DLA-222163	850	13,504	2/3	15,018,519		
	メルセデス・ベンツ C 350 e	アバンギャルト	DLA-205047	170	6,285	2/3	6,546,297	
	ステーションワゴン アバンギャルト	DLA-205247	130	7,034	2/3	7,240,741		

※定価はメーカー希望小売価格(消費税は含まない)

【クリーンディーゼル自動車】

メーカー名・車名		型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	補助 率	(参考) 定価(円)※	
アルピナ BMW アルピナ XD3 ビ・ターボ		FDA-PP10	350	7,638	2/3	11,425,926	
アルピナ BMW アルピナ D5 ターボ (2015/1/1以降の契約)		FDA-MP20	350	8,509	2/3	10,675,926	
アルピナ BMW アルピナ D5 ターボ (2014/1/27以降の契約)		FDA-MP20	350	8,538	2/3	10,175,926	
ジャガー XF	20d Ingenium Pure	LDA-JB2NA	90	5,737	2/3	5,879,630	
	20d Ingenium Prestige		20	6,385	2/3	6,416,667	
トヨタ ランドクルーザー プラド	TX	LDA-GDJ150W	240	3,301	2/3	3,670,909	
	TX(北海道地区)		240	3,327	2/3	3,696,909	
	TX"Lパッケージ"		240	3,978	2/3	4,348,182	
	TX"Lパッケージ"(北海道地区)		240	4,004	2/3	4,374,182	
	TZ-G	LDA-GDJ151W	240	4,384	2/3	4,753,636	
	TZ-G(北海道地区)		240	4,410	2/3	4,779,636	
BMW 523d (「ドライビング・アシスト・プラス」 非標準装備)	Modern	LDA-FW20	10	6,514	2/3	6,533,333	
	Luxury		10	6,514	2/3	6,533,333	
	M Sport		10	6,485	2/3	6,504,762	
BMW 523d ツーリング (「ドライビング・アシスト・プラス」 非標準装備)	Modern	LDA-MX20	10	6,828	2/3	6,847,619	
	Luxury		10	6,828	2/3	6,847,619	
	M Sport		10	6,800	2/3	6,819,048	
マツダ アクセラスポーツ XD	AT (FF)	LDA-BM2FS	70	2,730	2/3	2,840,000	
	MT (FF)		70	2,730	2/3	2,840,000	
マツダ アクセラセダン XD	AT(FF)	LDA-BM2FP	70	2,760	2/3	2,870,000	
	MT(FF)		70	2,760	2/3	2,870,000	
マツダ アテンザ セダン XD 2014年11月以降生 産一部改良型 14MY	AT(FF)	LDA-GJ2FP	140	2,730	2/3	2,940,000	
	MT(FF)		140	2,780	2/3	2,990,000	
	PROACTIVE AT(FF)		140	2,825	2/3	3,035,000	
	PROACTIVE MT(FF)		140	2,875	2/3	3,085,000	
	L Package AT(FF)		140	3,255	2/3	3,465,000	
	L Package MT(FF)		140	3,255	2/3	3,465,000	
	L Package AT 17インチ車(FF)		140	3,230	2/3	3,440,000	
	AT(4WD)		LDA-GJ2AP	140	2,940	2/3	3,150,000
	MT(4WD)			140	2,990	2/3	3,200,000
	PROACTIVE AT(4WD)			140	3,035	2/3	3,245,000
	PROACTIVE MT(4WD)			140	3,085	2/3	3,295,000
	L Package AT(4WD)			140	3,465	2/3	3,675,000
	L Package MT(4WD)			140	3,465	2/3	3,675,000
	L Package AT 17インチ車(4WD)			140	3,440	2/3	3,650,000
マツダ アテンザ ワゴン XD 2014年11月以降生 産一部改良型 14MY	AT(FF)	LDA-GJ2FW	140	2,730	2/3	2,940,000	
	MT(FF)		140	2,780	2/3	2,990,000	
	PROACTIVE AT(FF)		140	2,825	2/3	3,035,000	
	PROACTIVE MT(FF)		140	2,875	2/3	3,085,000	
	L Package AT(FF)		140	3,255	2/3	3,465,000	
	L Package MT(FF)		140	3,255	2/3	3,465,000	
マツダ アテンザ ワゴン XD 2014年11月以降生 産一部改良型 14MY	L Package AT 17インチ車(FF)	LDA-GJ2AW	140	3,230	2/3	3,440,000	
	AT(4WD)		140	2,940	2/3	3,150,000	
	MT(4WD)		140	2,990	2/3	3,200,000	
	PROACTIVE AT(4WD)		140	3,035	2/3	3,245,000	
	PROACTIVE MT(4WD)		140	3,085	2/3	3,295,000	

普通・
小型
自動車

メーカー名・車名		型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	補助 率	(参考) 定価(円)※
普通・ 小型 自動車	マツダ アテンザ ワゴン XD	L Package AT(4WD)	140	3,465	2/3	3,675,000
	2014年11月以降生 産一部改良型 14MY	L Package MT(4WD)	140	3,465	2/3	3,675,000
		L Package AT 17インチ車(4WD)	140	3,440	2/3	3,650,000
	マツダ アテンザ セダン XD	AT (FF)	120	2,600	2/3	2,780,000
	2013年11月以降生 産一部改良型	MT (FF)	120	2,715	2/3	2,895,000
		L Package AT (FF)	120	3,136	2/3	3,316,667
		L Package MT (FF)	120	3,136	2/3	3,316,667
		L Package AT 17インチ車(FF)	120	3,086	2/3	3,266,667
	マツダ アテンザ ワゴン XD	AT (FF)	120	2,600	2/3	2,780,000
	2013年11月以降生 産一部改良型	MT (FF)	120	2,715	2/3	2,895,000
		L Package AT (FF)	120	3,136	2/3	3,316,667
		L Package MT (FF)	120	3,136	2/3	3,316,667
		L Package AT 17インチ車(FF)	120	3,086	2/3	3,266,667
	マツダ CX-3 XD	AT(FF)	130	1,994	2/3	2,200,000
		MT(FF)	130	1,994	2/3	2,200,000
		Touring AT (FF)	150	2,169	2/3	2,400,000
		Touring MT (FF)	150	2,169	2/3	2,400,000
		Touring Lpackage AT (FF)	160	2,351	2/3	2,600,000
		Touring Lpackage MT (FF)	160	2,351	2/3	2,600,000
		AT(4WD)	130	2,194	2/3	2,400,000
		MT(4WD)	130	2,194	2/3	2,400,000
		Touring AT (4WD)	130	2,404	2/3	2,610,000
		Touring MT (4WD)	150	2,384	2/3	2,610,000
		Touring Lpackage AT (4WD)	140	2,576	2/3	2,800,000
		Touring Lpackage MT (4WD)	160	2,556	2/3	2,800,000
	マツダ CX-5 XD	AT(FF)	120	2,435	2/3	2,625,000
	2014年11月以降生 産一部改良型	PROACTIVE AT(FF)	120	2,530	2/3	2,720,000
	14MY	L Package AT(FF)	120	2,830	2/3	3,020,000
	L Package AT DVDプレーヤー /TVチューナー付17インチ車(FF)	120	2,805	2/3	2,995,000	
	AT(4WD)	120	2,645	2/3	2,835,000	
	PROACTIVE AT(4WD)	120	2,740	2/3	2,930,000	
	L Package AT(4WD)	120	3,040	2/3	3,230,000	
	L Package AT DVDプレーヤー /TVチューナー付17インチ車 (4WD)	120	3,015	2/3	3,205,000	
マツダ CX-5 XD	AT (FF)	100	2,320	2/3	2,480,000	
2013年10月以降生 産一部改良型	L Package AT (FF)	100	2,680	2/3	2,840,000	
	L Package オーディオレス+4ス ピーカー車 AT (FF)	100	2,605	2/3	2,765,000	
	L Package 17インチ車 AT (FF)	100	2,630	2/3	2,790,000	
	L Package オーディオレス+4ス ピーカー+17インチ車 AT (FF)	100	2,555	2/3	2,715,000	
	2013 ANNIVERSARY AT (FF)	100	2,900	2/3	3,060,000	
	2013 ANNIVERSARY オーディオ レス+4スピーカー車 AT (FF)	100	2,825	2/3	2,985,000	

メーカー名・車名		型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	補助 率	(参考) 定価(円)※		
普通・ 小型 自動車	マツダ CX-5 XD 2013年10月以降生 産一部改良型	AT (4WD)	100	2,520	2/3	2,680,000		
		L Package AT (4WD)	100	2,880	2/3	3,040,000		
		L Package オーディオレス+4ス ピーカー車 AT (4WD)	100	2,805	2/3	2,965,000		
		L Package 17インチ車 AT (4WD)	100	2,830	2/3	2,990,000		
		L Package オーディオレス+4ス ピーカー+17インチ車 AT (4WD)	100	2,755	2/3	2,915,000		
		2013 ANNIVERSARY AT (4WD)	100	3,100	2/3	3,260,000		
		2013 ANNIVERSARY オーディオ レス+4スピーカー車 AT (4WD)	100	3,025	2/3	3,185,000		
	マツダ デミオ XD 2015年12月以降生 産一部改良型 15MY	AT (FF)	LDA-DJ5FS	50	1,575	2/3	1,650,000	
		AT (FF) (オーディオレス車)		50	1,515	2/3	1,590,000	
		MT (FF)		30	1,605	2/3	1,650,000	
		MT (FF) (オーディオレス車)		30	1,545	2/3	1,590,000	
		Touring AT (FF)		20	1,785	2/3	1,820,000	
		Touring MT (FF)		10	1,795	2/3	1,820,000	
		Touring L Package AT (FF)		20	1,835	2/3	1,870,000	
		Touring L Package MT (FF)		10	1,845	2/3	1,870,000	
		Black Leather Limited AT (FF)		20	1,865	2/3	1,900,000	
		Black Leather Limited MT (FF)		10	1,875	2/3	1,900,000	
		URBAN STYLISH MODE AT (FF)		50	1,675	2/3	1,750,000	
		助手席回転シート車AT (FF)		50	1,770	2/3	1,845,000	
		AT (4WD)		LDA-DJ5AS	50	1,755	2/3	1,830,000
		AT (4WD) (オーディオレス車)			50	1,695	2/3	1,770,000
Touring AT (4WD)	20	1,965	2/3		2,000,000			
Touring L Package AT (4WD)	20	2,015	2/3		2,050,000			
Black Leather Limited AT (4WD)	20	2,045	2/3		2,080,000			
URBAN STYLISH MODE AT (4WD)	50	1,855	2/3		1,930,000			
助手席回転シート車AT (4WD)	50	1,949	2/3		2,024,630			
マツダ デミオ XD	AT (FF)	LDA-DJ5FS	50	1,575	2/3	1,650,000		
	AT (FF) (オーディオレス車)		50	1,515	2/3	1,590,000		
	MT (FF)		30	1,605	2/3	1,650,000		
	MT (FF) (オーディオレス車)		30	1,545	2/3	1,590,000		
	Touring AT (FF)		20	1,765	2/3	1,800,000		
	Touring MT (FF)		10	1,775	2/3	1,800,000		
	Touring L Package AT (FF)		20	1,815	2/3	1,850,000		
	Touring L Package MT (FF)	10	1,825	2/3	1,850,000			
	MID CENTURY AT (FF)	20	1,815	2/3	1,850,000			
	URBAN STYLISH MODE AT (FF)	50	1,675	2/3	1,750,000			
	助手席回転シート車 AT (FF)	50	1,770	2/3	1,845,000			
	AT (4WD)	LDA-DJ5AS	50	1,755	2/3	1,830,000		
	AT (4WD) (オーディオレス車)		50	1,695	2/3	1,770,000		
	Touring AT (4WD)		20	1,945	2/3	1,980,000		
	Touring L Package AT (4WD)		20	1,995	2/3	2,030,000		
	MID CENTURY AT (4WD)		20	1,995	2/3	2,030,000		
	URBAN STYLISH MODE AT (4WD)		50	1,855	2/3	1,930,000		
助手席回転シート車 AT (4WD)	50		1,949	2/3	2,024,630			

メーカー名・車名		型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	補助 率	(参考) 定価(円)※		
普通 ・ 小型 自動 車	三菱 デリカ D:5 (16モデル)	D-Premium	LDA-CV1W	50	3,670	2/3	3,755,000	
		D-Power package		50	3,179	2/3	3,265,000	
		CHAMONIX(MMCS装着車)		50	3,423	2/3	3,508,000	
		CHAMONIX(MMCS非装着車)		50	3,259	2/3	3,344,000	
		ROADEST D-Power package		50	3,369	2/3	3,455,000	
	三菱 デリカ D:5 (15モデル)	D-Premium	LDA-CV1W	50	3,662	2/3	3,747,000	
		D-Power Package		50	3,171	2/3	3,257,000	
		CHAMONIX		50	3,415	2/3	3,500,000	
	三菱 デリカ D:5	D-Power package(7人)	LDA-CV1WLLHFZ3	50	3,170	2/3	3,256,191	
	三菱 パジェロ (16モデル)	SUPER EXCEED	LDA-V98W	140	4,370	2/3	4,585,000	
		EXCEED		140	3,750	2/3	3,965,000	
		オーディオ無		140	3,615	2/3	3,830,000	
		GR		140	3,260	2/3	3,474,000	
		VR-II	LDA-V88W	140	3,490	2/3	3,705,000	
	三菱 パジェロ (15モデル)	EXCEED	オーディオ無	LDA-V98W	140	3,405	2/3	3,620,000
	三菱 パジェロ (15モデル)	EXCEED	オーディオ無	LDA-V98W	140	3,595	2/3	3,810,000
					140	3,595	2/3	3,810,000
	メルセデス・ベンツ E350 ブルーテック/セダン	価格改定後	LDA-212026C	220	7,444	2/3	7,777,778	
		価格改定前	LDA-212026C	210	7,300	2/3	7,627,778	
	メルセデス・ベンツ E350 ブルーテック/ワゴン	価格改定後	LDA-212226C	220	7,787	2/3	8,120,371	
価格改定前		LDA-212226C	210	7,633	2/3	7,961,112		
メルセデス・ベンツ ML350 ブルーテック 4MATIC	価格改定後	LDA-166024	60	7,579	2/3	7,675,926		
	価格改定前	LDA-166024	50	7,437	2/3	7,523,149		
メルセデス・ベンツ C 220 d	アバンギャルト*	LDA-205004 / LDA-205004C	20	5,144	2/3	5,175,926		
	ステーションワゴン アバンギャルト*	LDA-205204C	20	5,477	2/3	5,509,260		
	ステーションワゴン スポーツ	LDA-205204	20	5,903	2/3	5,935,186		
	ステーションワゴン スポーツ(本革仕様)		20	6,255	2/3	6,287,037		
普通 特 種 用 途 自 動 車	トヨタ ハイエース ウェルキャブ トヨタ レジアスエース ウェルキャブ 2014.1以降生産 一部改良型	QDF- KDH201K(改)	KDH201K- VTZYA	240	3,636	2/3	3,999,000	
			KDH201K- VTZYAW	240	3,771	2/3	4,134,000	
			KDH201K- VTZYB	240	3,667	2/3	4,030,000	
			KDH201K- VTZYBW	240	3,802	2/3	4,165,000	
			KDH201K- VTZYC	240	3,637	2/3	4,000,000	
			KDH201K- VTZYCW	240	3,772	2/3	4,135,000	
			KDH201K- VTZYD	240	3,636	2/3	3,999,000	

メーカー名・車名		型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	補助 率	(参考) 定価(円)※		
普通 特 種 用 途 自 動 車	トヨタ ハイエース ウェルキャブ トヨタ レジアスエース ウェルキャブ 2014.1以降生産 一部改良型	LDF- KDH206K(改)	KDH206K- VTZYA	240	3,919	2/3	4,282,000	
			KDH206K- VTZYAW	240	4,054	2/3	4,417,000	
			KDH206K- VTZYB	240	3,950	2/3	4,313,000	
			KDH206K- VTZYBW	240	4,085	2/3	4,448,000	
			KDH206K- VTZYC	240	3,920	2/3	4,283,000	
			KDH206K- VTZYCW	240	4,055	2/3	4,418,000	
		LDF- KDH223B(改)	KDH223B- VTZYA	170	4,241	2/3	4,504,000	
			KDH223B- VTZYB	170	4,255	2/3	4,518,000	
			KDH223B- VTZYD	170	4,340	2/3	4,603,000	
			KDH223B- VTZYP	170	4,692	2/3	4,955,000	
	日産 NV350 キャラバン チェアキャブ	M仕様	LDF-CW4E26(改)		180	3,705	2/3	3,976,000
		C仕様			180	3,768	2/3	4,039,000
		D仕様			110	4,105	2/3	4,275,000
		M仕様	LDF-CW8E26(改)		180	3,988	2/3	4,259,000
C仕様				180	4,051	2/3	4,322,000	
D仕様				100	4,388	2/3	4,539,000	

※定価はメーカー希望小売価格(消費税は含まない)

(別表2) 補助金交付上限額の範囲の算定のための条件

<p>1. クリーンエネルギー自動車として設計・製造したもの</p>	<p>①当該クリーンエネルギー自動車と同種・同格の一般のガソリン内燃機関自動車(以下「ベース車両」という。)が適切に選定されていること。 ②ベース車両とクリーンエネルギー自動車との車両本体価格の差について、クリーンエネルギー自動車として必要な仕様以外の装備の価格差の調整が適正であること。 ③当該クリーンエネルギー自動車とベース車両との差額が、許容できる範囲内で明確に説明され適正と認められるものであること。</p>
<p>2. 既存自動車をクリーンエネルギー自動車に改造したもの</p>	<p>①改造に要した費用として計上されている経費が適当であること。 ・部品費 バッテリー・関連機器、充電器が別置型の場合は充電器、ディーゼル内燃機関、排気ガスの浄化装置、その他改造に必要な部品等 ・工事費 車体(シャシー)改造、エンジン改造、モーターの搭載、バッテリー・関連機器の取り付け、排気ガスの浄化装置の取り付け、その他改造に必要な工事費 ・設計費 設計に係る試作及び設計図書の作成に要する費用、その他設計に必要な経費(複数台の改造に設計図書を共有できる場合は、これを考慮して1台当たりの設計費を算定したもの) ・検査費 必要な性能試験及び所定の検査費 ・諸費用 改造に必要不可欠な手続等に要する費用 ②経費の算定根拠が許容できる範囲内で明確に説明されていること。</p>

(別表3) 申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

<p>①リース車両にあつては次の書類。 ・リース料金算定根拠明細書。 このリース料金算定根拠明細書のリース料金は、補助金相当額が月々のリース料金の引き下げに反映されたものであること。 ②クレジット契約等により車検証上の所有者と使用者が異なる場合にはあつては次の書類 ・保管場所標章番号通知書又は使用者が契約者である任意自動車保険契約書。 これらが無い場合は、補助金の申請者と当該車両の使用者が一致することを証する書面 ③型式が不明である車両にあつては、事前に承認を受けている補助対象車両の仕様と同一であることを証する書面 ④その他必要に応じてセンターが定めるもの</p>
--

(別表4)利益等排除の方法

補助金交付申請者が補助対象車両を製造している場合又は補助金交付申請者の関係会社が補助対象車両を製造している場合においては、その補助対象車両には、補助金交付額の算定のもととなる補助対象経費の中に、補助金交付申請者の利益等が含まれることとなることから、通常の補助金額を交付することは好ましくない。このため、補助対象経費から利益等を排除して補助金の額を決定することとする。

その方法は原則以下のとおりとする。

1. 利益等排除の対象	
<p>補助金の申請者(リースの場合はその使用者を含む。以下、この表で同じ。)が、交付申請しようとする車両が、以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、利益等排除の対象とする。</p> <p>(1)当該車両が、申請者が製造した物である場合</p> <p>(2)当該車両が、申請者と100%同一の資本に属する企業が製造した物である場合</p> <p>(3)当該車両が、上記(2)以外の関係会社が製造した物である場合</p> <p>(注)ここでいう関係会社とは、財務諸表等規則第8条で定義されている「会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等」をいう。</p>	
2. 利益等排除の方法	
(1)申請者が製造した車両の場合	・製造原価をもって補助対象経費とする。
(2)申請者と100%同一の資本に属する企業が製造した車両の場合	・取引価格が当該車両の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。 ・これによりがたい場合は、申請者と100%同一の資本に属する企業の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
(3)申請者の関係会社(上記(2)を除く。)が製造した車両の場合	・取引価格が当該車両の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。 ・これによりがたい場合は、申請者の関係会社の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注)「製造原価」については、その根拠となる資料の提出を行うものとする。

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金管理規程

1. 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得したクリーンエネルギー自動車(以下「取得財産等」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的である、地球温暖化や大気汚染の原因となる自動車の有害な排出ガスの排出量低減に貢献することに沿って使用しなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、センターが定める取得財産等の処分を制限する期間においては、取得財産等を処分(譲渡、交換、貸し付け(リース事業者を除く)、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為)してはならない。
取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、別表6に定める期間とする。
4. 補助金の交付を受けた者は、別表6に定められた期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめセンターの定める様式の財産処分承認申請書をセンターに提出し、承認を受けなければならない。
センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。
また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部の返還を求める場合がある。
5. 補助金の交付を受けた者が、取得財産等の処分制限期間内に取得財産等を処分した場合で、取得財産等の処分によって、補助金の交付を受けた者に収入があるとセンターが認めるときには、センターは、補助金の交付を受けた者に対して、期限を付してその収入の全部又は一部のセンターへの納付を命ずることができる。
6. センターは、補助金の交付を受けた者に補助金の返還を求めた場合には、その者からの新しい交付申請については、補助金の返還が完了したことを確認するまで受付けを拒否することができる。

(別表6) 取得財産等の処分を制限する期間

電気自動車については、そのベース車両が該当する区分に基づく。

下表に該当しない車両の場合は、個別に判断する。

	貸自動車業用車両※1		自家用車両※2	
	区分	処分制限期間	区分	処分制限期間
乗用車	総排気量2ℓ超のもの	4年	総排気量0.66ℓ超のもの	4年
	「小型車」 総排気量2ℓ以下のもの	3年		
貨物車	積載量2トン超のもの	4年	積載量2トン超のもの	4年
	「小型車」 積載量2トン以下のもの	3年	「小型車」 積載量2トン以下のもの	4年
車いす 移動車	「小型車」以外	4年	「小型車」以外	4年
	「小型車」 総排気量2ℓ以下のもの	3年	「小型車」 総排気量2ℓ以下のもの	3年
軽自動車	「小型車」 総排気量2ℓ以下のもの 貨物自動車にあつては、積載量2トン以下のもの	3年	「小型車」 総排気量0.66ℓ以下のもの	4年
原付4輪	「小型車」 総排気量2ℓ以下のもの	3年	「小型車」 総排気量0.66ℓ以下のもの	4年
原付2輪			「二輪または三輪自動車」	3年

※1 貸自動車業用車両とは、いわゆるレンタカー用車両。リース用車両ではない。

※2 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両。

関連企業の連絡先

社名	連絡先	TEL/FAX
オーディジャパン株式会社	〒140-0001 東京都品川区北品川4-7-35御殿山トラストタワー16階 Audiコミュニケーションセンター	フリーダイヤル TEL: 0120-598-106
ジャガー・ランドローバー・ ジャパン株式会社	〒141-0001 東京都品川区北品川6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山9階	フリーダイヤル TEL: 0120-18-5568
スズキ株式会社	〒432-8611 静岡県浜松市南区高塚町300 お客様相談室	フリーダイヤル TEL: 0120-402-253
株式会社筑水キャニコム	〒839-1396 福岡県市うきは市吉井町福益90-1 営業部	TEL: 0943-75-2195 FAX: 0943-75-4396
Tesla Motors Japan 合同会社	〒107-0062 東京都港区南青山2-23-8	TEL: 03-6890-7700 FAX: 03-6890-7733
トヨタ自動車株式会社	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-10-27 第2豊田ビル西館 お客様相談センター	フリーダイヤル TEL: 0800-700-7700
トヨタ車体株式会社	〒448-8666 愛知県刈谷市一里山町金山100 特装・福祉営業部 営業室 国内営業G	TEL: 0566-36-7612 FAX: 0566-36-8040
ニコル・レーシング・ジャパ ン株式会社	〒212-0005 神奈川県川崎市幸区戸手2-5-7 お客様相談室	TEL: 044-541-3011 FAX: 044-541-3036
日産自動車株式会社	〒236-0004 神奈川県横浜市金沢区福浦3-7 お客様相談室	フリーダイヤル 0120-315-232
株式会社日本エレクトライク	〒211-0053 神奈川県川崎市中原区上小田中6-17-2 営業部	TEL: 044-777-2244 FAX: 044-777-2231
ビー・エム・ダブリュー 株式会社	〒100-6622 東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー 2 2階	フリーダイヤル TEL: 0120-269-437
フォルクスワーゲングループ ジャパン株式会社	〒441-8550 愛知県豊橋市明海町5番地の10 フォルクスワーゲンカスタマーセンター	フリーダイヤル TEL: 0120-993-199
ポルシェジャパン株式会社	〒153-0064 東京都目黒区下目黒1-8-1 アルコタワー16F カスタマー・ケア・センター	フリーダイヤル TEL: 0120-846-911
本田技研工業株式会社	〒351-0188 埼玉県和光市本町8-1 Hondaお客様相談センター	フリーダイヤル TEL: 0120-112-010
マツダ株式会社	〒730-8670 広島県安芸郡府中町新地3-1 お客様相談室	フリーダイヤル TEL: 0120-386-919
株式会社光岡自動車	〒156-0054 東京都世田谷区桜丘4-26-8 ミツオカ東京ショールーム	TEL: 03-5451-3511 FAX: 03-5451-3515
三菱自動車工業株式会社	〒108-0014 東京都港区芝5-33-8 お客様相談センター	フリーダイヤル TEL: 0120-324-860
メルセデス・ベンツ日本 株式会社	〒106-0032 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル メルセデス・コール	フリーダイヤル TEL: 0120-190-610
ヤマハ発動機株式会社	〒438-8501 静岡県磐田市新貝2500 EV事業推進部 EV事業開発グループ	TEL: 0538-32-2297 FAX: 0538-37-9407
G L M株式会社	〒606-83173 京都府京都市左京区吉田本町 京都大学VBL G L Mコールセンター	TEL: 0774-39-8822 FAX: 0774-39-8338



お問い合わせ先・書類送付先

一般社団法人次世代自動車振興センター
次世代自動車部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目6番12号
大手町建物虎ノ門ビル10階

TEL : 03-3503-3782

FAX : 03-3503-3783

URL : <http://www.cev-pc.or.jp>

受付時間 : 9:00~12:00

13:00~17:00

(土日、祝祭日を除く)